

(訟ろー02)

令和3年3月5日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局第三課長 岩井一真

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律及び民事執行規則等の一部を改正する規則の施行に伴う民事執行手続等における事務処理上の留意点について（令和3年3月改訂版）

（事務連絡）

標記の法律及び規則の施行に伴う民事執行手続等における標準的な事務フロー等については、令和2年7月17日付け当職事務連絡「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律及び民事執行規則等の一部を改正する規則の施行に伴う民事執行手続等における事務処理上の留意点について（令和2年7月改訂版）」によりお知らせしたところですが、本年5月1日に始まる不動産に係る情報取得手続の事務処理上の留意点等（法務省と協議済みです。なお、情報提供をする登記所を東京法務局と指定する法務省令案について、現在、意見公募手続が実施されており、本事務連絡の内容は、その案を前提としたものです。）を追記するなどし（変更箇所は下線等により明示しています。），別紙1から別紙3までのとおり整理しましたので、執務の参考としてください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

別紙1

第三者からの情報取得手続

第1 標準的な事務フロー

別添1のとおり（登記所への告知に関する留意点を追記した。）

第2 [REDACTED] を含む各書式（記録表紙・情報提供

命令・情報提供書・債務者への通知書・申立人への送付書・報酬等支払請求書）

別添2から6-2までのとおりである(不動産に係る情報提供命令の書式例

(別添3-1, 3-2) のうち当事者目録を変更した。)。このうち [REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED] である(なお,

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] なお、「●●●●」には「全国」や「●●府、●●県」
などと記載することが考えられるが、さらに詳細に地域（市区町村等）を指定
する場合には、都道府県名を省略せずに記載する必要がある。)。

第3 留意点

1 債務者の特定に資する事項の記載

情報取得手続の申立書には、できる限り、債務者の氏名又は名称の振り仮名、生年月日及び性別その他の債務者の特定に資する事項を記載しなければならないものとされている（民事執行規則等の一部を改正する規則による改正後の民事執行規則（以下「規則」という。）187条2項）。申立書にこれらの記載がない場合の対応については、1月10日付けで高等裁判所及び地方裁判所宛て送付されている令和元年度民事執行事件及び倒産事件担当者等事務打合せの協議結果要旨（以下「事務打合せ協議結果要旨」という。なお、ミンフォにも掲載されている。）を参考とされたい。

加えて、不動産に係る情報取得手続の場合、登記所は、当事者目録上の債務者の氏名又は名称及び住所（「債務者の特定に資する事項」として記載されたものを含む。）の各文字表記に基づき、登記記録に記録されている事項の検索を行うことになるところ、検索に用いる文字表記が登記記録上の文字表記と異なる場合、債務者に係る登記記録に記録されている事項が検索結果に顕出されない可能性がある。登記記録上の氏名又は名称及び住所の文字表記は、戸籍謄本、住民票又は法人の登記事項証明書上の氏名又は名称及び住所の文字表記と一致しているのが通常であるから、不顕出となる可能性をできる限り減らすためには、当事者目録に、戸籍謄本、住民票又は法人の登記事項証明書上の債務者の氏名又は名称及び住所を正確に記載することが望ましいと考えられる。

なお、不動産の登記記録上の氏名として使用することができる文字は日本語とされていることから、登記名義人が外国人である場合におけるその氏名については、住民票上はアルファベット表記がされていたとしても、不動産登記記録上は音訳された片仮名表記がされることになる（登記名義人が外国に居住する場合における住所（外国の地名）についても同様である。）。また、外国人住民に係る住民票に通称名又は漢字表記名が併記されている場合には、当該通称名又は漢字表記名により登記がされている場合もある。そこで、債務者が外国人である場合には、その氏名の片仮名表記並びに住民票上の通称名及び漢字表記名、債務者が外国に居住する場合には、その住所（外国の地名）の片仮名表記についても「債務者の特定に資する事項」として記載することが望ましいと考えられる。

また、一つの物件について、氏名及び住所を同じくする複数の人物（親子等）の名義で登記がされていることが稀にあり、その場合、「債務者の特定に資する事項」として生年月日が記載されていないと、登記所において、登記記録に記録されている事項の検索結果から債務者を特定することができない可能性がある。

不動産に係る情報取得手続申立書の当事者目録にどのような記載をするかは
申立人の判断に委ねられるが、各庁において申立書の書式等を作成する場合に
は、以下の内容を注記することが考えられる。

- ・ 原則として、登記所への情報提供命令には、申立人が作成した当事者目録が添付され、登記所は、その当事者目録の表記に基づき検索を行うことになるため、以下の事項に留意されたい。
- ・ 債務者の特定に資する事項として、生年月日、旧住所又は旧本店所在地、旧姓又は旧名称、公的書類（戸籍謄本、住民票、法人の登記事項証明書等）上の氏名又は名称及び住所が正しく記載されないと、債務者が特定されないことを理由に、「該当情報なし」と回答される可能性がある。
- ・ 債務者が外国人である場合には、その氏名の片仮名表記並びに住民票上の通称名及び漢字表記名、債務者が外国に居住する場合には、その住所（外国の地名）の片仮名表記についても、債務者の特定に資する事項として記載されないと、債務者が特定されないことを理由に、「該当情報なし」と回答される可能性がある。

2 別種の情報に係る申立てが1通の情報取得手続申立書でされた場合の対応
(発令方法等)

事務打合せ協議結果要旨を参考とされたい。

3 第三者宛ての封筒への『情報提供命令在中』の表示

情報提供命令の告知を受けた第三者が速やかに検索に取り掛かることができるよう、第三者宛ての封筒表面には、明確に『情報提供命令在中』等の表示（ゴム印や印字等）をすることが考えられる（別添1参照）。また、第三者に対し、情報提供命令が取り消された旨の通知等をする場合も、封筒表面に、「情報提供命令関係書類在中」等の表示をすることが考えられる。

4 同一の第三者に複数の情報提供命令を送付する場合の取扱い

同一の第三者に対する情報提供命令を同時期に複数発令する場合があり得る

ところ、この場合には事件ごとに情報提供命令を送付するのが原則である。まとめて送付するためには、予納者が同一であることを確認すること及び郵便料金を件数で均等割し、又は送付物の枚数、重量等に応じて按分することが必要なところ（平成28年12月15日付け総務局第三課長事務連絡「予納郵便切手の取扱いに関する規程の運用について」の一部改正及び予納郵便切手に関する規範の整理について記第3の2），これらの確認等を行ってまで情報提供命令をまとめて送付することに合理性があることは通常想定し難く、そのような合理性の検討を経ずに同一の第三者に複数の事件の情報提供命令をまとめて送付することなどがないよう注意されたい。

5 情報提供命令の告知先

(1) 日本年金機構に対する告知先

登記上の主たる事務所

（令和2年2月現在、〒168-8505、東京都杉並区高井戸西3-5-24）

(2) 株式会社ゆうちょ銀行に対する告知先

株式会社ゆうちょ銀行から、情報提供命令を発令した地方裁判所が所在する都道府県を担当する各貯金事務センター（別添7（令和3年1月4日付けで大阪貯金事務センターが移転したため修正した。）参照）宛てに送付してもらいたい旨の依頼があった。株式会社ゆうちょ銀行の本店又は主たる事業所に情報提供命令が送付された場合でも、情報の検索（全国検索可）及び提供事務は上記各貯金事務センターにおいて行われるとのことであるから、申立人への迅速な情報提供の観点からは、同社に対する告知先を上記各貯金事務センターとする運用が考えられる。

6 第三者が情報提供書の写しを申立人に直送した場合の取扱い

申立人が第三者から情報提供書の写しを受領したときは、裁判所は申立人にこれを送付する必要はないところ（規則192条2項），第三者からの情報提

供書にその写しを申立人に直送した旨の記載がある場合には、通常、申立人は遅滞なく確実に受領するものと考えられるため、裁判所は、申立人に写しを送付する必要はないと考えられる。もっとも、申立人からの問合せ等により、申立人が受領していないことが判明したときは、裁判所は、情報提供書の写しを作成し、申立人に送付しなければならない（民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正後の民事執行法（以下「法」という。）208条2項）。

7 申立人に対する債務名義正本の還付について

金融機関から情報提供書が提出された後、申立人が速やかに債権執行申立ての準備ができるように、債務名義の正本の還付の時期や方法についても各庁で検討されたい。

8 銀行等又は振替機関等（以下「金融機関」と総称する。）から情報提供書が提出された場合の債務者への通知時期等

第三者から情報提供書が提出された場合、裁判所は、債務者に対して情報の提供がされた旨を通知しなければならないところ（法208条2項），金融機関への情報提供命令は債務者に送達しないものとされた立法趣旨を踏まえると、金融機関から情報提供書が提出された場合には、申立人の債権執行申立ての準備期間を考慮し、一定の期間を空けて、債務者に対して通知することが相当であると考えられる（別添1参照）。この点については、事務打合せ協議結果要旨を参考とされたい。

9 財産開示期日における手続が実施されたことを証する書面

不動産及び給与債権に係る情報取得手続の申立書には、申立ての日前3年以内に財産開示期日における手續が実施されたことを証する書面を添付しなければならないため（法205条2項、同206条2項及び規則187条3項），これらの申立てを検討している者から、法17条に基づき、債務者に係る財産

開示期日調書等の閲覧賃写の請求や、債務者に係る財産開示手続が実施されたことの証明書の交付請求がされることが想定される。この点については、事務打合せ協議結果要旨を参考とされたい。

10 不動産に係る情報取得手続の開始時期

不動産に係る情報取得手続についての規定（法205条）は、令和3年5月1日から適用される（民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律附則第5条の政令で定める日を定める政令（令和2年政令第358号）。

11 金融機関に対する報酬等の支払

情報の提供をした金融機関は、報酬及び費用を請求することができることから（民事訴訟費用等に関する法律（以下「民訴費用法」という。）28条の3）、情報提供命令の発令に先立ち、報酬及び費用相当額を申立人に予納させる必要がある。

また、金融機関に対して情報提供命令を告知する際、報酬等支払請求書の書式（別添6-1及び6-2）を同封することが考えられる（別添1）。ただし、金融機関が当該書式によらない支払請求書を提出した場合でも必要事項が記載されていれば支給決定をして差し支えない。また、支払請求書には、必ずしも代表者印や実印が必要ではないが、請求権限のある者の押印を要する。

なお、請求権限のある者からの請求であることが支払請求書の記載等から認められる場合には、確認のための電話聴取や委任状等の提出がなくても、支給決定をして差し支えないと考えられる。その認定に当たっては、裁判官の判断によるところであるが、以下の事情等を総合的に考慮することが考えられる。

（考慮する事情の例）

- ・情報提供書と支払請求書の名義や印影等に照らし、作成者が同一であるといえるか。
- ・支払請求書が情報提供書と同封して提出されたものであるか。

- ・支払請求書の作成者の肩書きについて、請求書を発行することが想定される部署の責任者（部課長職等）であるか。
- ・振込先口座の名義や預金種別等に照らし、当該口座が当該第三者又は受託者（後記12参照）に帰属するといえるか。

また、報酬等は本件手続の完結日（債務者への通知日）から2か月を経過した日までに請求する必要がある（民訴費用法27条）。

おって、この報酬等に係る保管金提出書の種目は「民事執行予納金」とし、保管金の払渡事由は「報酬」となる。

12 情報提供を命じられた第三者の受託者名義の情報提供書又は報酬等支払請求書が提出された場合の取扱い

情報提供を命じられた第三者が、関連会社等に情報提供事務を委託し、その受託者名義の情報提供書が提出される可能性があるところ、情報提供書の記載等（例えば「受託者」という文言がある場合）から、当該第三者に対する情報提供命令に基づいてされた情報提供であると認められれば、当該第三者から情報提供がされたものと扱って差し支えないと考えられる。

他方、受託者名義の報酬等支払請求書が提出された場合は、情報提供を命じられた第三者が当該受託者に報酬等支払請求事務を委託していることを合意書等により確認した上で、当該受託者への支給決定をする必要があると考えられる。この点、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構は株式会社ゆうちょ銀行に対して報酬等支払請求事務を委託しているとのことであるから（別添8参照），独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構を第三者として情報提供を命じた場合において、株式会社ゆうちょ銀行が受託者として報酬等支払請求書を提出したときには、同社への支給決定をして差し支えないと考えられる。

別紙2

不動産競売における暴力団員等の買受け防止制度

第1 買受申出人の暴力団員等に該当しない旨の陳述書

1 陳述書の提出が必要となる売却手続

改正法の施行日（令和2年4月1日）以降に売却実施処分をした場合における当該処分に係る売却手続について、陳述書の提出が必要となる（法65条の2、規則31条の2、改正法附則2条1項）。

2 入札書及び陳述書の書式例

別添9から10-6までのとおりである。各庁で入札書及び陳述書（差押債権者が無剰余回避のために買受けの申出をする場合及び保全処分の申立てをした差押債権者が買受けの申出をする場合に提出するものを含む。）の書式を作成する際の参考にされたい。

なお、事務連絡（令和2年7月改訂版）に添付した陳述書の書式のうち、別添10-1、10-2及び10-6につき、「暴力団員等」の定義に関する注記を見やすい位置に移したほか、別添10-3、10-5につき、陳述書に記載すべき役員の範囲の例を注記した。

3 陳述書の取扱い等

陳述書に不備等がある場合の入札の効力や開札期日に執行官が確認すべき事項については、事務打合せ協議結果要旨を参考に、各庁の実情に応じて取扱いを検討されたい。

第2 警察に対する調査嘱託（以下の内容については、警察庁と協議済みである。）

1 調査嘱託が必要となる売却手続

改正法の施行日以降に売却実施処分をした場合における当該処分に係る売却手続について、調査嘱託が必要となる（法68条の4、改正法附則2条1項）。

2 標準的な事務フロー

別添11のとおり

3 嘱託書の書式例

別添12のとおりであるので、参考にされたい（民事執行事件処理システムからは出力されない。）。

なお、警察からの回答期限を定める際は、警察の調査期間として3日間（嘱託書の到着日及び回答書の発送日を除く。）が確保できるように、各庁における郵便事情等を考慮する必要がある。

4 留意点

(1) 各都道府県警察本部との連絡について

調査嘱託は、本庁・支部ともに、所在地を管轄する各都道府県警察本部の暴力団対策を主管する課に対して行うことになる。

調査嘱託を円滑に行うために、各庁において、窓口となる担当者を決め、警察と連絡を取り合うことが望ましい。

各庁（支部を含む。）が、調査嘱託に関して各都道府県警察本部と連絡を取り合う際の警察の窓口は別添13のとおりである。

最初に、本庁の窓口担当者において、各都道府県警察の窓口に連絡をし、管内の各支部の窓口担当者名を伝えた上で、各支部の窓口担当者から各都道府県警察の窓口に連絡（ファイル名及びパスワードの調整を含む。）をすることが考えられる。

各都道府県警察から、調査嘱託に関する運用の在り方について相談を受けた場合には、本庁と支部間で対応を協議の上、できる限り統一的な運用を行うことが望ましいと考えられる。例えば、各都道府県警察から回答書の公印省略について相談を受ける可能性があるところ、公印のない回答書が提出されても手続上の支障はないと考えられるが、そのような相談への対応は、本庁と支部とで統一的に行なうことが望ましいと考えられる。

(2) 売却決定期日・年間売却スケジュールについて

警察への調査嘱託に要する時間を考慮し、売却決定期日は、やむを得ない事

由がある場合を除き、開札期日から3週間以内の日を指定しなければならないものと改正された（規則46条2項）。売却決定期日の指定及び年間売却スケジュールの作成に当たっては、警察の3日間の調査期間及び各庁における郵便事情等を考慮する必要がある。なお、売却決定期日の指定の在り方については、事務打合せ協議結果要旨を参考にされたい。

年間売却スケジュールについては、警察が速やかに調査嘱託に対応できるよう、あらかじめ各庁と各都道府県警察本部との間で共有することが望ましい。その際は、本庁の窓口担当者において、管内の各支部の窓口担当者からの情報を取りまとめた上で、各都道府県警察本部の窓口に連絡をすることが考えられる。

(3) 買受人一覧表

ア 買受人一覧表作成に係る作業手順

開札期日等において買受人が定められた後、開札期日が同一の全事件の買受人一覧表のデータ（エクセルファイル）を作成した上で、これを電磁的記録媒体に格納するとともに、買受人一覧表のデータを事件ごとに改ページの設定をして事件ごとの買受人一覧表を印刷し、嘱託書に別紙として添付する。

この買受人一覧表作成に係る作業手順は別添14のとおりである。なお、民事執行事件処理システム上の具体的な作業手順は、同システムの操作マニュアルを参照されたい。

イ 買受人一覧表のデータを格納する電磁的記録媒体

買受人一覧表のデータを格納し、嘱託書と共に警察に送付する電磁的記録媒体は、CD-R又はDVD-Rとする（その他の電磁的記録媒体では、警察が対応できないとのことである。）。

ウ 買受人一覧表のパスワード

情報セキュリティの観点から、電磁的記録媒体に格納する買受人一覧表のデータには、調査嘱託の都度、パスワードを設定する。パスワードは、

具体的なパスワードにつ

いては、各庁と各都道府県警察本部との間で取り決める必要がある。

エ 警察から返送された電磁的記録媒体の取扱い

警察から電磁的記録媒体が返送されたときは、メディアシュレッダー等を用い、速やかに物理的に破壊して廃棄する。

(4) 調査嘱託を要しない事業者

規則51条の7第3項の最高裁判所が指定する許認可等を受けて事業を行っている者については警察への調査嘱託が不要となる（法68条の4第1項ただし書、同条2項ただし書、規則51条の7参照）ところ、当該許認可等は、宅地建物取引業法3条1項の免許及び債権管理回収業に関する特別措置法3条の許可と定められた（令和2年最高裁判所告示第1号）。したがって、買受人又は自己の計算において買受人に買受けの申出をさせた者が、宅地建物取引業の免許を受けた事業者又は債権回収会社（債権管理回収業に関する特別措置法2条3項）である場合には、警察への調査嘱託が不要となる。

なお、宅地建物取引業の免許を受けていることを証する文書（改正規則31条の2第2項各号参照）としては、宅地建物取引業の免許証（宅地建物取引業法6条）等が考えられる。また、債権回収会社であることは、その商号自体から推認することが可能であると考えられるから（債権管理回収業に関する特別措置法13条参照），その資格証明書をもって、債権管理回収業の許可を受けていることを証する文書と扱うことができると考えられる。

(5) 特別売却の場合の調査嘱託

同一の期間で複数の物件について特別売却を実施した場合は、事務処理及び嘱託に要する費用の観点から、一括して調査嘱託をすることが望ましい。

(6) 警察からの回答

警察からは、別添15のような回答書が提出される予定である（なお、嘱託

に際し、回答書の書式を同封する必要はない。）。警察から、回答書を発送した旨又は回答が遅れる旨の電話連絡があった際に、電話で調査結果等を聴取し、売却決定期日に向けて準備すべき内容を確認するといった運用も考えられる（ただし、電話で聴取するためには、裁判所の窓口となる担当者を限定することが求められると思われる。）。

なお、照会した買受人が暴力団員等に該当する旨の回答書が提出された場合の対応については、事務打合せ協議結果要旨を参考にされたい。

(7) 嘱託書・回答書の郵送費用

嘱託書の送付費用及び回答書の返送費用は国庫負担となる（再度の調査嘱託をする場合も同様である。）。一部の買受人の調査に時間を要し、その者について別途回答書が返送される場合には、各都道府県警察本部から、回答の準備ができた旨の連絡があり次第、返信用封筒を送付することになる。

別紙3

債権執行事件関係

第1 債務者に送達をすることができない債権差押命令の取消し（法145条8項）

1 標準的な事務フロー

別添16のとおり

2 留意点等

(1) 補正指示等又は補正命令を検討すべき時期等

送達未了事件の適切な進行管理の観点から、どの時点で補正指示等又は補正命令をすべきかについては、各庁の実情に応じて検討されたい。

(2) 債権執行以外の手続への準用

送達未了の債権差押命令の取消しに係る手続の規定は、少額訴訟債権執行、振替社債等執行及び電子記録債権執行についても準用される（法167条の5第2項、規則150条の3第8項、同150条の10第11項）。

第2 長期間取立てが行われていない債権差押命令の取消し（法155条6項）

1 標準的な事務フロー

別添17のとおり

2 留意点等

(1) 支払を受けていない旨の届出の書式

各庁で使用している取立届の書式と一体のものとする等の工夫も考えられるため、各庁の実情に応じて準備されたい。なお、支払を受けていない旨の届出の必要的記載事項は規則137条の2に規定されている。

(2) 取立届又は支払を受けていない旨の届出の提出方法

原本の提出を求めるか、ファクシミリによる提出を許容するかは、各庁で検討されたい。この点については、事務打合せ協議結果要旨を参照されたい。

(3) 一部取立届又は支払を受けていない旨の届出の提出管理方法

取消決定は、最後に一部取立届又は支払を受けていない旨の届出が提出さ

れてから2年と4週間が経過しなければすることができないため、これらの届出がいつ提出されたかを管理する必要がある。

(4) 取消予告通知及び取消決定の時期について

取消予告通知は、一部取立届又は支払を受けていない旨の届出の提出を失念している差押債権者への注意喚起として行うものである。また、取消予告通知を受けてからこれらの届出の準備をする差押債権者もいると考えられる。このような事情を考慮して、標準的な事務フローでは、最後に一部取立届又は支払を受けていない旨の届出が提出された日から2年経過後に取消予告通知を行い、取消予告通知から取消決定までの間に4週間程度の猶予期間を設けることとしている。

(5) 事件終局日

取消決定は、債権者に対する告知後1週間の不变期間内に債権者が一部取立届又は支払を受けていない旨の届出を提出したときは効力を失うことから（法155条7項），事件終局日は取消決定確定日となる。

(6) 5年経過処理に基づき保存に付した事件記録の取扱い

5年経過処理に基づく保存に付した事件のうち記録廃棄前のものの取扱いについては、令和2年3月6日付け総務局第三課長事務連絡「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律等の制定に伴う規程の制定等について」記3参考資料(2)「保存規程及び保存通達の改正の概要」（別添18）第3の3を参考にされたい。

また、5年経過処理に基づく保存に付した事件のうち保存期間満了により記録が既に廃棄された事件についても、差押命令の取消決定をすることは可能である。取消決定をする場合には、既に記録が廃棄されていることから、債権者や債務者、第三債務者に対し、債権差押命令正本の提出を依頼することが考えられる。

なお、改正法施行日前に取立権が発生していた場合（5年経過処理を行っ

た事件もこれに該当する。)は、施行日から2年と4週間が経過し、債権者から一部取立届又は支払を受けていない旨の届出が提出されない場合に差押命令を取り消すことができる(改正法附則3条2項)

(7) 債権執行以外の手続への準用

取立未了の債権差押命令の取消しに係る手続の規定は、少額訴訟債権執行、振替社債等(取立可能なもの)執行及び電子記録債権執行についても準用される(法167条の14、規則150条の5第4項、同150条の15第1項)。

第3 取立権の発生時期の変更に伴う事務処理上の留意点

1 債権差押命令の記載等の変更

現行法上、取立権の発生時期は、差押命令が債務者に送達された日から1週間経過後とされているが、改正法により、①原則は1週間経過後であるもの、②差押債権が給与等の債権(法152条1項、2項)である場合には4週間経過後となり(法155条2項)、③差押債権が給与等の債権であっても、請求債権に扶養義務等(法151条の2第1項各号)に係る金銭債権が含まれる場合には原則どおり1週間経過後となる(法155条2項括弧書き)。

これに伴い、債権差押命令正本に取立権の発生時期に関する説明を記載している場合や、そのような説明を記載した案内文書等を当事者に送付している場合は、説明の内容を変更する必要が生ずる。

なお、

ため、誤解のないよ

うに注意されたい。

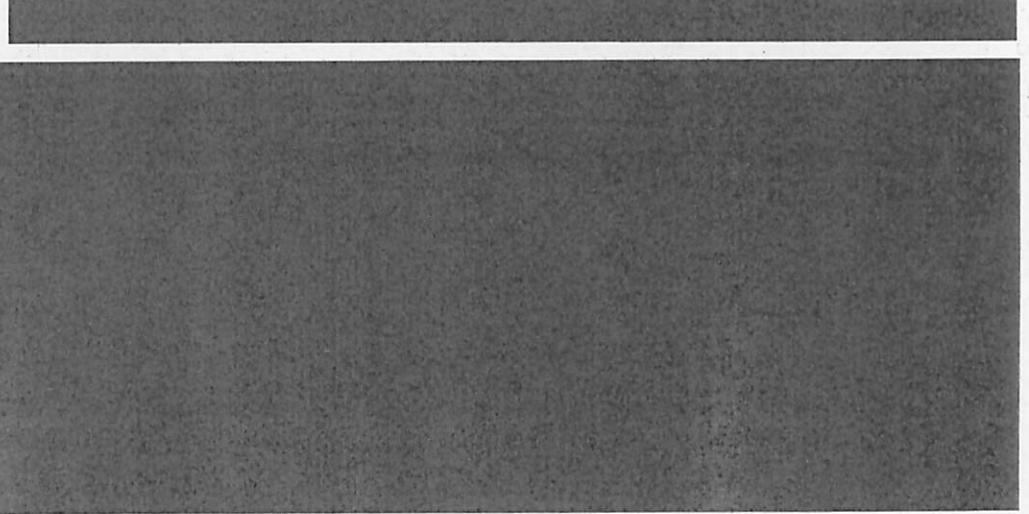
2 取立権の発生時期に関する経過措置

改正法中、取立権の発生時期に関する部分は、改正法の施行日後に申し立てられた債権執行事件に係る差押命令に適用される(改正法附則3条1項)。し

たがって、債務者に対する差押命令送達から取立権の発生までの期間は、①債権差押命令の申立てが改正法の施行日前である場合は、債権差押命令の発令日が施行日後であっても1週間であり、②債権差押命令の申立てが施行日後である場合は、上記1のとおりとなる。

当事者に対して取立権の発生時期を説明する際には、この点に留意が必要である。また、債務者に対する手続教示書面の送付（後記第4）が義務付けられているのは、改正法の施行日後に債権差押命令を発令する場合であり、取立権の発生時期の変更時期と異なるため、この点にも留意が必要である。

なお、



そこで、給与等債権の差押命令の債権者や第三債務者に対して、取立権の発生時期の説明をする際には、差押命令に申立日が記載されない場合があることを前提として説明する必要がある。例えば、①請求債権に扶養義務等に関する金銭債権が含まれているときは1週間であること（申立日の記載の有無にかかわらない。）、②それ以外の場合で、差押命令正本に記載された申立日が令和2年3月31日までの場合は1週間であり、申立日が同年4月1日以後の場合は4週間であることを説明することが考えられる（別添19の2の記載参照）。

第4 債務者に対する差押えの範囲の変更の申立てに係る手続の教示について

1 債務者に対する手続教示書面

改正法の施行日後に発令した債権差押命令については、裁判所書記官がこれを債務者に送達するに際し、差押えの範囲の変更（減縮）の申立てをすることができる旨及びその申立てに係る手続の内容を債務者に対し書面で教示しなければならない（法145条4項、規則133条の2）。債務者に対し債権差押命令正本を送付する際に同封する手続教示書面の例は別添19のとおりである。各庁で手續教示書面を作成する際の参考にされたい。

2 留意点

(1) 手續教示書面の内容について

規則133条の2により説明が求められる「申立てに係る手続の内容」は解釈に委ねられており、差押えの範囲の変更の申立てをする裁判所、申立時期（取立権の発生時期）、申立ての方法（申立書と併せて提出する資料・郵便切手）を記載すれば不足はないと考えられる。したがって、別添19の内容が全て必須というわけではないが、改正法制定時、衆議院及び参議院において「差押禁止債権の範囲変更の制度をより適切に運用することができるよう、裁判所書記官の教示に当たってはその手続を分かりやすく案内するとともに専門家による支援を容易に得られるようにするなど、債務者に当該制度が周知されていない現状を改め、債務者に配慮した手続の整備に努めること」との附帯決議がされたことを考慮して、手續教示書面に記載する内容を検討されたい。

(2) 差押えの範囲の変更の申立てをすべき時期

取立権の発生時期は、債権差押命令の申立日が施行日前である場合と施行日後である場合とで異なる（第3の2）ことから、差押えの範囲の変更の申立てをすべき時期を債務者に説明する際は、この点に留意されたい（別添19。手續教示書面の例では、表面下部に「※ ただし、債権差押命令正本に記載された申立日が令和2年3月31日までの場合は、1週間となります。」と記載している。なお、施行日前に債権差押命令申立てがされた事件がなく

なった後は、当該記載を削除することが考えられる。)。

(3) 手続教示書面の送付開始時期

手続教示書面の送付が義務付けられるのは、改正法の施行日後に債権差押命令を発令する場合であるが、施行日前に手続教示書面を送付することが禁止されるものではない。

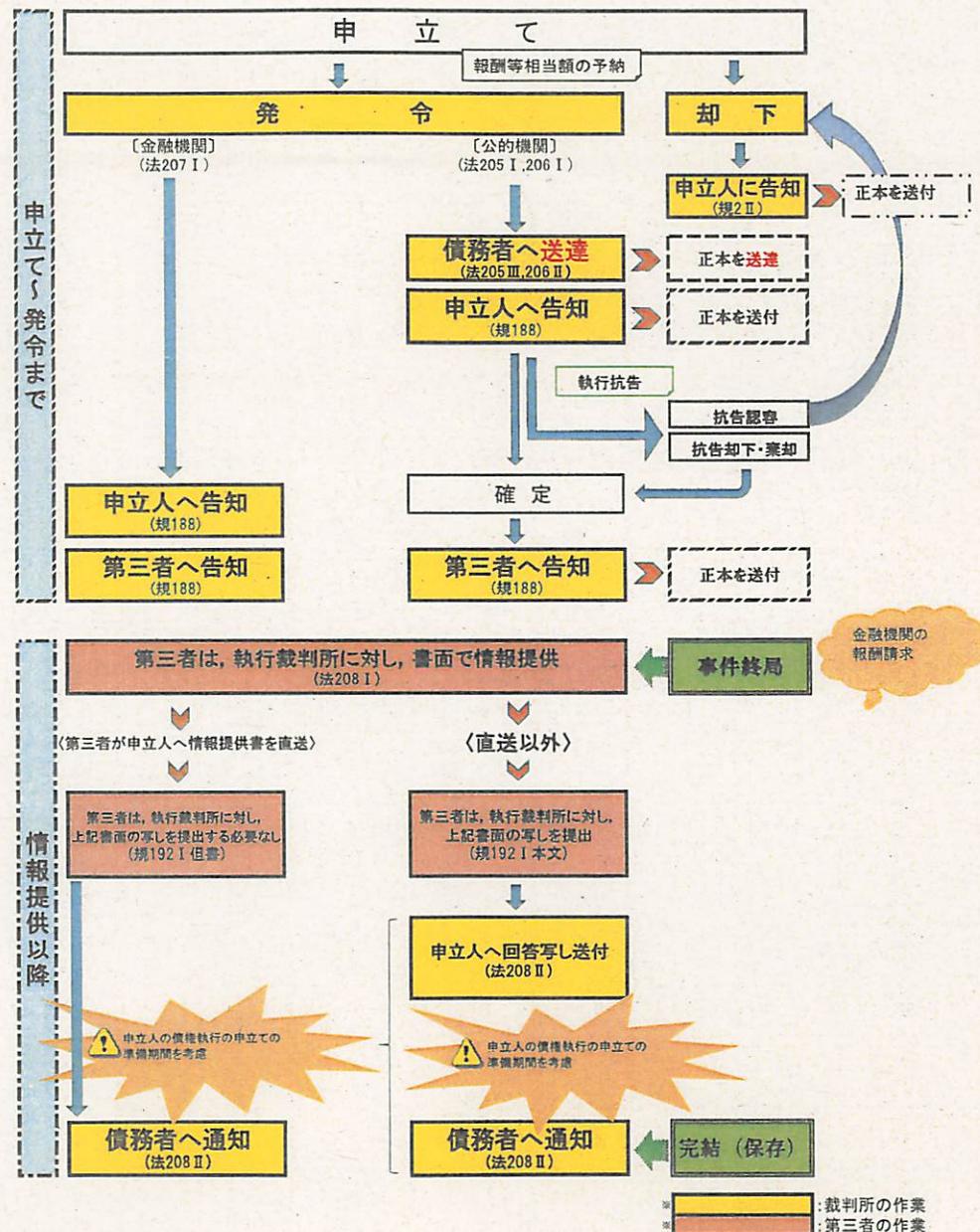
手続教示書面の送付開始時期が担当書記官の異動期と重なることで、送付漏れ等が生じないように、各庁の実情に応じて、施行日前から送付を開始するなどの工夫も考えられる。

(4) 債権執行以外の手続への準用

手続教示に係る規定（法145条4項、規則133条の2）は、少額訴訟債権執行、電子記録債権執行並びに債権及びその他財産権に対する仮差押えについても準用される（法167条の5第2項、規則150条、同150条の10第11項、民事保全法50条5項、民事保全規則41条）。

第三者からの情報取得の事務フロー

別添1



申立てに関して

申立て手数料

郵送費用の項目

金融機関の報酬等

金融機関への告知に関して

告知先

同封するもの

留意点

市区町村・日本年金機構等への告知に関して

告知先

同封するもの

留意点

登記所への告知に関して

告知先

同封するもの

留意点

【記録表紙】

別添2

第三者からの情報取得事件記録	
●●地方裁判所 ●●支部 民事第●●部	

検印	首次席書記官	訟廷管理官	主任書記官

事件番号 併合	令和 年(情チ) 第 号		裁判官	書記官
	令和 年(●) 第 号			
	令和 年(●) 第 号			
申立年月日	事件類型 不動産(債務名義・先取特権) 給与 預貯金(債務名義・先取特権) 振替社債等(債務名義・先取特権)			

申立人	TEL	FAX	雜・関連事件	令和 年() 第 号	
	(代理人)			令和 年() 第 号	
債務者	TEL	FAX		令和 年() 第 号	
	(代理人)			令和 年() 第 号	
債務者	TEL	FAX		令和 年() 第 号	
	(代理人)			令和 年() 第 号	
第三者 ①	TEL	FAX		決定送付日	情報提供日
	FAX				情報提供通知日
	TEL				申立人
					・・・直送 債務者

□その他の第三者は裏面記載のとおり

終局	令和 · ·
	情報提供・却下 取消・取下 移送・回付 その他()

抗告	抗告年月日	令和 · ·
	結果	令和 · ·

 事件簿 保管金(還付) 事件票 報酬付与

確定年月日	令和 · ·
保存始期	令和 · ·
保存終期	令和 · ·

【記録表紙】

第三者目録

第三者	決定送付日	情報提供日	情報提供通知日
② TEL FAX	・ ・	・ ・	申立人 ・ ・ ,直送 債務者 ・ ・
③ TEL FAX	・ ・	・ ・	申立人 ・ ・ ,直送 債務者 ・ ・
④ TEL FAX	・ ・	・ ・	申立人 ・ ・ ,直送 債務者 ・ ・
⑤ TEL FAX	・ ・	・ ・	申立人 ・ ・ ,直送 債務者 ・ ・
⑥ TEL FAX	・ ・	・ ・	申立人 ・ ・ ,直送 債務者 ・ ・
⑦ TEL FAX	・ ・	・ ・	申立人 ・ ・ ,直送 債務者 ・ ・
⑧ TEL FAX	・ ・	・ ・	申立人 ・ ・ ,直送 債務者 ・ ・
⑨ TEL FAX	・ ・	・ ・	申立人 ・ ・ ,直送 債務者 ・ ・
⑩ TEL FAX	・ ・	・ ・	申立人 ・ ・ ,直送 債務者 ・ ・

□別紙第三者目録に続く。

【記録表紙】

(別紙)

第三者目録

第三者	決定送付日	情報提供日	情報提供通知日
⑪ TEL FAX	・ ・	・ ・	申立人 ・ ・ ,直送 債務者 ・ ・
⑫ TEL FAX	・ ・	・ ・	申立人 ・ ・ ,直送 債務者 ・ ・
⑬ TEL FAX	・ ・	・ ・	申立人 ・ ・ ,直送 債務者 ・ ・
⑭ TEL FAX	・ ・	・ ・	申立人 ・ ・ ,直送 債務者 ・ ・
⑮ TEL FAX	・ ・	・ ・	申立人 ・ ・ ,直送 債務者 ・ ・
⑯ TEL FAX	・ ・	・ ・	申立人 ・ ・ ,直送 債務者 ・ ・
⑰ TEL FAX	・ ・	・ ・	申立人 ・ ・ ,直送 債務者 ・ ・
⑱ TEL FAX	・ ・	・ ・	申立人 ・ ・ ,直送 債務者 ・ ・
⑲ TEL FAX	・ ・	・ ・	申立人 ・ ・ ,直送 債務者 ・ ・

□別紙第三者目録に続く。

令和●年（情チ）第●号

情 報 提 供 命 令

当 事 者 別紙当事者目録記載のとおり
請 求 債 権 別紙請求債権目録記載のとおり

当裁判所は、別紙請求債権目録記載の執行力のある債務名義の正本を有する申立人の申立てを理由があるものと認め、民事執行法205条1項1号を適用し、次のとおり決定する。

主 文

第三者は、当裁判所に対し、下記各事項の情報を提供せよ。

記

- 1 債務者が所有権の登記名義人である土地又は建物その他これらに準ずるものとして法務省令で定めるもの（以下「土地等」という。）の存否（ただし、●●●●に所在するものに限る。）
- 2 土地等が存在するときは、その土地等を特定するに足りる事項

令和●年●月●日

●●地方裁判所民事第●部

裁判官 ● ● ● ●

令和●年●月●日 申立人に告知済（普通郵便、書留郵便） 裁判所書記官

令和●年●月●日 債務者に送達済

令和●年●月●日 確定

令和●年●月●日 第三者に告知済（書留郵便） 裁判所書記官

当事者目録

〒100-0001 東京都千代田区霞が関○丁目○番○号（送達場所）

申立人 甲野太郎

電話番号 ○○-○○○○-○○○○

F A X ○○-○○○○-○○○○

〒102-8225 東京都千代田区九段南1丁目1番15号

九段第2合同庁舎

第三者 東京法務局

〒153-0001 東京都目黒区目黒本町○丁目○番○号

（債務名義上の住所）東京都大田区西糀谷○丁目○番○号

債務者 高橋乙郎

（債務者の特定に資する事項）

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 生年月日 | 昭和○○年○○月○○日 |
| (2) 旧住所 | 東京都○○区○○町○丁目○番○号 |
| (3) 旧姓 | ○○ |
| (4) 住民票上の氏名 | 高橋乙郎 |

請求債権目録

東京地方裁判所平成〇〇年(ワ)第〇〇〇〇〇号貸金返還請求事件の執行
力のある判決正本に表示された下記債権

1 元 本 金 2 0 0 万 円

ただし、主文第1項に記載された元金300万円の残金

2 損害金

ただし、上記1に対する平成〇〇年〇月〇日から支払済みまで年〇〇
パーセントの割合による損害金

令和●年（情チ）第●号

情報提供命令

当事者 別紙当事者目録記載のとおり
担保権・被担保債権・請求債権
別紙担保権・被担保債権・請求債権目録記載のとおり

当裁判所は、別紙担保権・被担保債権・請求債権目録記載の一般先取特権を有する申立人の申立てを理由があるものと認め、民事執行法205条1項2号を適用し、次のとおり決定する。

主文

第三者は、当裁判所に対し、下記各事項の情報を提供せよ。

記

- 1 債務者が所有権の登記名義人である土地又は建物その他これらに準ずるものとして法務省令で定めるもの（以下「土地等」という。）の存否（ただし、●●●●に所在するものに限る。）
- 2 土地等が存在するときは、その土地等を特定するに足りる事項

令和●年●月●日

●●地方裁判所民事第●部

裁判官 ● ● ● ●

令和●年●月●日 申立人に告知済（普通郵便、書留郵便） 裁判所書記官

令和●年●月●日 債務者に送達済

令和●年●月●日 確定

令和●年●月●日 第三者に告知済（書留郵便） 裁判所書記官

当事者目録

〒100-0001 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号（送達場所）

申立人 甲野太郎

電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〒102-8225 東京都千代田区九段南1丁目1番15号

九段第2合同庁舎

第三者 東京法務局

〒153-0001 東京都目黒区目黒本町〇丁目〇番〇号

債務者 ○高運輸株式会社

代表者 代表取締役 乙野次郎

(債務者の特定に資する事項)

(1) 旧本店所在地 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

(2) 旧名称 ○○

(3) 登記事項証明書上の名称 ○高運輸株式会社

担保権・被担保債権・請求債権目録

1 担保権

申立人と債務者間の雇用契約に基づく下記2記載の債権にして、民法
306条2号に基づく一般先取特権

2 被担保債権

(1) 給料債権 合計金〇〇〇, 〇〇〇円

ただし、申立人の債務者に対する給料債権にして令和〇年〇月〇日
から令和〇年〇月〇日までの未払分の合計額（毎月〇日締切、毎月〇
日払い）

各月支払分の内訳は次のとおり

令和〇年〇月〇日支払分 金〇〇, 〇〇〇円

令和〇年〇月〇日支払分 金〇〇, 〇〇〇円

(2) 退職金債権 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

ただし、申立人の債務者に対する就業規則第〇〇条に基づく退職金
債権の未払分（支払期日 令和〇年〇月〇日）

3 請求債権

上記2記載の債権

令和●年（情チ）第●号

情 報 提 供 命 令

当 事 者 別紙当事者目録記載のとおり
請 求 債 権 別紙請求債権目録記載のとおり

当裁判所は、別紙請求債権目録記載の執行力のある債務名義の正本を有する申立人の申立てを理由があるものと認め、民事執行法206条1項を適用し、次のとおり決定する。

主 文

第三者は、当裁判所に対し、下記各事項の情報を提供せよ。

記

- 1 債務者に対して給与又は報酬若しくは賞与の支払をする者の存否
- 2 上記の支払をする者が存在するときは、
 - (1) その者の氏名又は名称
 - (2) その者の住所（その者が国である場合にあっては、債務者の所属する部局の名称及び所在地）

令和●年●月●日

●●地方裁判所民事第●部

裁判官 ● ● ● ●

令和●年●月●日 申立人に告知済（普通郵便、書留郵便） 裁判所書記官

令和●年●月●日 債務者に送達済

令和●年●月●日 確定

令和●年●月●日 第三者に告知済（書留郵便） 裁判所書記官

当事者目録

〒100-0001 東京都千代田区霞が関○丁目○番○号（送達場所）

申立人 甲野 太郎

電話番号 ○○-○○○○-○○○○

F A X ○○-○○○○-○○○○

〒100-0001 東京都○○○区△△△○丁目○番○号

第三者 ○○○ 区

代表者 区長 丙野 三郎

〒100-0001 東京都○○○市△△△○丁目○番○号

第三者 ○○共済組合

代表者 理事長 丁野 四郎

〒153-0001 東京都目黒区目黒本町○丁目○番○号

（債務名義上の住所） 東京都大田区西糀谷○丁目○番○号

債務者 乙野 次郎

（債務者の特定に資する事項）

(1) 氏名又は名称の振り仮名 ○○○○○○○○○○

(2) 生年月日 昭和○○年○○月○○日

(3) 性別 ○性

(4) 旧住所 東京都○○区○○町○丁目○番○号

(5) 旧姓 ○○

請求債権目録

《パターン1》

東京地方裁判所平成〇〇年(ワ)第〇〇〇〇〇号損害賠償請求事件の執行力のある判決正本に表示された、人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権である下記債権

1 元 本 金 2 0 0 万 円

ただし、主文第1項に記載された元本300万円の残金

2 損害金

ただし、上記1に対する平成〇〇年〇月〇日から支払済みまで年〇〇パーセントの割合による損害金

《パターン2》

〇〇家庭裁判所平成〇〇年(家イ)第〇〇号事件の調停調書正本に表示された下記債権

金 3 5 万 円

ただし、申立人、債務者間の長男〇〇についての平成〇〇年〇〇月から平成〇〇年〇〇月まで1か月金5万円の養育費の未払分(支払期毎月末日)

令和●年（情チ）第●号

情報提供命令

当事者 別紙当事者目録記載のとおり
請求債権 別紙請求債権目録記載のとおり

当裁判所は、別紙請求債権目録記載の执行力のある債務名義の正本を有する申立人の申立てを理由があるものと認め、民事執行法207条1項1号を適用し、次のとおり決定する。

主文

第三者は、当裁判所に対し、下記各事項の情報を提供せよ。

記

- 1 債務者が第三者に対して有する預貯金債権の存否
- 2 預貯金債権が存在するときは、
 - (1) その預貯金債権を取り扱う店舗
 - (2) その預貯金債権の種別、口座番号及び額

令和●年●月●日

●●地方裁判所民事第●部

裁判官 ● ● ●

令和●年●月●日 申立人に告知済（普通郵便、書留郵便） 裁判所書記官

令和●年●月●日 第三者に告知済（書留郵便） 裁判所書記官

当事者目録

〒100-0001 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号（送達場所）

申立人 ○○商事株式会社

代表者代表取締役 甲野太郎

電話番号 ○○-○○○○-○○○○

F A X ○○-○○○○-○○○○

〒100-0001 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号

第三者 株式会社○○銀行

代表者代表取締役 丙野三郎

〒153-0001 東京都目黒区目黒本町〇丁目〇番〇号

(債務名義上の住所) 東京都大田区西糀谷〇丁目〇番〇号

債務者 乙野次郎

(債務者の特定に資する事項)

(1) 氏名又は名称の振り仮名 ○○○○○○○○○○

(2) 生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

(3) 性別 ○性

(4) 旧住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

(5) 旧姓 ○○

請求債権目録

東京地方裁判所平成〇〇年(ワ)第〇〇〇〇〇号貸金返還請求事件の執行
力のある判決正本に表示された下記債権

1. 元本 金200万円

ただし、主文第1項に記載された元金300万円の残金

2. 損害金

ただし、上記1に対する平成〇〇年〇月〇日から支払済みまで年〇〇
パーセントの割合による損害金

令和●年（情チ）第●号

情 報 提 供 命 令

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

担保権・被担保債権・請求債権

別紙担保権・被担保債権・請求債権目録記載のとおり

当裁判所は、別紙担保権・被担保債権・請求債権目録記載の一般先取特権を有する申立人の申立てを理由があるものと認め、民事執行法207条2項を適用し、次のとおり決定する。

主 文

第三者は、当裁判所に対し、下記各事項の情報を提供せよ。

記

1 債務者が第三者に対して有する預貯金債権の存否

2 預貯金債権が存在するときは、

(1) その預貯金債権を取り扱う店舗

(2) その預貯金債権の種別、口座番号及び額

令和●年●月●日

●●地方裁判所民事第●部

裁判官 ● ● ● ●

令和●年●月●日 申立人に告知済（普通郵便、書留郵便） 裁判所書記官

令和●年●月●日 第三者に告知済（書留郵便） 裁判所書記官

当　事　者　目　録

〒100-0001 東京都千代田区霞が関○丁目○番○号（送達場所）

申　立　人　甲　野　太　郎

電話番号 ○○-○○○○-○○○○

F　A　X ○○-○○○○-○○○○

〒100-0001 東京都千代田区霞が関○丁目○番○号

第　三　者　株式会社○○銀行

代表者代表取締役　丙　野　三　郎

〒153-0001 東京都目黒区目黒本町○丁目○番○号

債　務　者　乙　野　次　郎

(債務者の特定に資する事項)

- (1) 氏名又は名称の振り仮名 ○○○○○○○○
- (2) 生年月日 昭和○○年○○月○○日
- (3) 性別 ○性
- (4) 旧住所 東京都○○区○○町○丁目○番○号
- (5) 旧姓 ○○

担保権・被担保債権・請求債権目録

1 担保権

申立人と債務者間の雇用契約に基づく下記2記載の債権にして、民法306条2号に基づく一般先取特権

2 被担保債権

(1) 給料債権 合計金〇〇〇, 〇〇〇円

ただし、申立人の債務者に対する給料債権にして令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの未払分の合計額（毎月〇日締切、毎月〇日払い）

各月支払分の内訳は次のとおり

令和〇年〇月〇日支払分 金〇〇, 〇〇〇円

令和〇年〇月〇日支払分 金〇〇, 〇〇〇円

(2) 退職金債権 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

ただし、申立人の債務者に対する就業規則第〇〇条に基づく退職金債権の未払分（支払期日 令和〇年〇月〇日）

3 請求債権

上記2記載の債権

令和●年（情チ）第●号

情 報 提 供 命 令

当 事 者 別紙当事者目録記載のとおり
請 求 債 権 別紙請求債権目録記載のとおり

当裁判所は、別紙請求債権目録記載の執行力のある債務名義の正本を有する申立人の申立てを理由があるものと認め、民事執行法207条1項2号を適用し、次のとおり決定する。

主 文

第三者は、当裁判所に対し、下記各事項の情報を提供せよ。

記

- 1 債務者の有する振替社債等（振替機関が取り扱う社債等であって、第三者の備える振替口座簿における債務者の口座に記載され、又は記録されたものに限る。）の存否
- 2 振替社債等が存在するときは、その振替社債等の銘柄及び額又は数

令和●年●月●日

●●地方裁判所民事第●部

裁判官 ● ● ● ●

令和●年●月●日 申立人に告知済（普通郵便、書留郵便） 裁判所書記官

令和●年●月●日 第三者に告知済（書留郵便） 裁判所書記官

当事者目録

〒100-0001 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号（送達場所）

申立人 ○○商事株式会社

代表者代表取締役 甲野太郎

電話番号 ○○-○○○○-○○○○

FAX ○○-○○○○-○○○○

〒100-0001 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号

第三者 ○○○○証券株式会社

代表者代表取締役 丙野三郎

〒153-0001 東京都目黒区目黒本町〇丁目〇番〇号

(債務名義上の住所) 東京都大田区西糀谷〇丁目〇番〇号

債務者 乙野次郎

(債務者の特定に資する事項)

- (1) 氏名又は名称の振り仮名 ○○○○○○○○○
- (2) 生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日
- (3) 性別 ○性
- (4) 旧住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
- (5) 旧姓 ○○

請求債権目録

東京地方裁判所平成〇〇年(ワ)第〇〇〇〇〇号貸金返還請求事件の執行
力のある判決正本に表示された下記債権

1 元 本 金 2 0 0 万 円

ただし、主文第1項に記載された元金3 0 0 万 円 の 残 金

2 損 害 金

ただし、上記1に対する平成〇〇年〇月〇日から支払済みまで年〇〇
パーセントの割合による損害金

令和●年（情チ）第●号

情 報 提 供 命 令

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

担保権・被担保債権・請求債権

別紙担保権・被担保債権・請求債権目録記載のとおり

当裁判所は、別紙担保権・被担保債権・請求債権目録記載の一般先取特権を有する申立人の申立てを理由があるものと認め、民事執行法207条2項を適用し、次のとおり決定する。

主 文

第三者は、当裁判所に対し、下記各事項の情報を提供せよ。

記

- 1 債務者の有する振替社債等（振替機関が取り扱う社債等であって、第三者の備える振替口座簿における債務者の口座に記載され、又は記録されたものに限る。）の存否
- 2 振替社債等が存在するときは、その振替社債等の銘柄及び額又は数

令和●年●月●日

●●地方裁判所民事第●部

裁判官 ● ● ● ●

令和●年●月●日 申立人に告知済（普通郵便、書留郵便） 裁判所書記官

令和●年●月●日 第三者に告知済（書留郵便） 裁判所書記官

当事者目録

〒100-0001 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号（送達場所）

申立人 甲野太郎

電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〒100-0001 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号

第三者 〇〇〇〇証券株式会社

代表者代表取締役 丙野三郎

〒153-0001 東京都目黒区目黒本町〇丁目〇番〇号

債務者 乙野次郎

(債務者の特定に資する事項)

- (1) 氏名又は名称の振り仮名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- (2) 生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日
- (3) 性別 〇性
- (4) 旧住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
- (5) 旧姓 〇〇

担保権・被担保債権・請求債権目録

1 担保権

申立人と債務者間の雇用契約に基づく下記2記載の債権にして、民法
306条2号に基づく一般先取特権

2 被担保債権

(1) 給料債権 合計金〇〇〇, 〇〇〇円

ただし、申立人の債務者に対する給料債権にして令和〇年〇月〇日
から令和〇年〇月〇日までの未払分の合計額（毎月〇日締切、毎月〇
日払い）

各月支払分の内訳は次のとおり

令和〇年〇月〇日支払分 金〇〇, 〇〇〇円

令和〇年〇月〇日支払分 金〇〇, 〇〇〇円

(2) 退職金債権 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

ただし、申立人の債務者に対する就業規則第〇〇条に基づく退職金
債権の未払分（支払期日 令和〇年〇月〇日）

3 請求債権

上記2記載の債権

命令到着後2週間以内の回答にご協力ください。

令和●年(情チ)第●号

情 報 提 供 書

令和 年 月 日

●●地方裁判所民事第●●部 御中

第三者

(印)

(電話)

(担当)

債務者につき、下記のとおり情報を提供します。

[調査日：令和 年 月 日]

1 土地等の存否 有 無 (該当する方に○を付す)

(「無」の場合、2の記載は不要。)

2 土地等を特定するに足りる事項

別添のとおり

[本書を作成する第三者の方へ]

◎記載方法について御質問がある場合は、当裁判所にお問合せください。

◎本書原本を、当裁判所に送付してください。

◎本書写し(申立人用)を作成し、申立人に直送してください(申立人用を裁判所へ送付しても構いません。)

本書写しを申立人へ直送します。

本書写しを本書原本に同封して裁判所へ送付します。

(該当する□に✓を付してください。)

◎本書原本及び写しの送付に当たっては、頭書の事件の情報提供命令に同封されていた返信用封筒を使用してください。別事件の情報提供書を同封しないでください。

命令到着後2週間以内の回答にご協力ください。

令和●年（情チ）第●号

情 報 提 供 書

令和 年 月 日

●●地方裁判所民事第●●部 御中

第三者

印

(電話)

(担当)

債務者につき、下記のとおり情報を提供します。

[調査日：令和 年 月 日]

1 給与又は報酬若しくは賞与の支払をする者の存否

有 無 (該当する方に○を付す)

(「無」の場合、2以下の記載は不要。)

2 給与又は報酬若しくは賞与の支払をする者の氏名又は名称

□ 別添のとおり

3 給与又は報酬若しくは賞与の支払をする者の住所（その者が国である場合にあっては、債務者の所属する部局の名称及び所在地）

□ 別添のとおり

〔本書を作成する第三者の方へ〕

◎記載方法について御質問がある場合は、当裁判所にお問合せください。

◎本書原本を、当裁判所に送付してください。

◎本書写し（申立人用）を作成し、申立人に直送してください（申立人用を裁判所へ送付しても構いません。）。

□ 本書写しを申立人へ直送します。

□ 本書写しを本書原本に同封して裁判所へ送付します。

（該当する□に✓を付してください。）

◎本書原本及び写しの送付に当たっては、頭書の事件の情報提供命令に同封されていた返信用封筒を使用してください。別事件の情報提供書を同封しないでください。

命令到着後2週間以内の回答にご協力ください。

令和●年（情チ）第●号

情 報 提 供 書

令和 年 月 日

●●地方裁判所民事第●●部 御中

第三者

印

（電話）

（担当）

債務者につき、下記のとおり情報を提供します。

〔調査日：令和 年 月 日〕

1 預貯金債権の存否 有 無 (該当する方に○を付す)

(「無」の場合、2の記載は不要。)

2 上記預貯金債権を扱う店舗並びに種別、口座番号及び額

別添のとおり

〔本書を作成する第三者の方へ〕

◎記載方法について御質問がある場合は、当裁判所にお問合せください。

◎本書原本を、当裁判所に送付してください。

◎本書写し(申立人用)を作成し、申立人に直送してください（申立人用を裁判所へ送付しても構いません。）。

本書写しを申立人へ直送します。

本書写しを本書原本に同封して裁判所へ送付します。

(該当する□に✓を付してください。)

◎本書原本及び写しの送付に当たっては、頭書の事件の情報提供命令に同封されていた返信用封筒を使用してください。別事件の情報提供書を同封しないでください。

命令到着後2週間以内の回答にご協力ください。

令和●年(情チ)第●号

情 報 提 供 書

令和 年 月 日

●●地方裁判所民事第●●部 御中

第三者

(印)

(電話)

(担当)

債務者につき、下記のとおり情報を提供します。

〔調査日：令和 年 月 日〕

1 振替社債等の存否 有 無 (該当する方に○を付す)

(「無」の場合、2の記載は不要。)

2 振替社債等の銘柄及び額又は数

 別添のとおり

[本書を作成する第三者の方へ]

◎記載方法について御質問がある場合は、当裁判所にお問合せください。

◎本書原本を、当裁判所に送付してください。

◎本書写し(申立人用)を作成し、申立人に直送してください(申立人用を裁判所へ送付しても構いません。)。

 本書写しを申立人へ直送します。 本書写しを本書原本に同封して裁判所へ送付します。

(該当する□に✓を付してください。)

◎本書原本及び写しの送付に当たっては、頭書の事件の情報提供命令に同封されていた返信用封筒を使用してください。別事件の情報提供書を同封しないでください。

令和●年（情チ）第●号

情報の提供がされた旨の通知書

債務者 ●●●● 殿

令和●年●月●日

●地方裁判所民事第●部

裁判所書記官 ● ● ● ●

頭書の第三者からの情報取得事件において、別添情報提供命令写しに基づき、同命令記載の第三者から、同命令主文掲記の情報が提供されたので、民事執行法208条2項により通知します。

令和●年（情チ）第●号

情報提供書の送付について

申立人 ●●●● 殿

令和●年●月●日

●地方裁判所民事第●部

裁判所書記官 ● ● ● ●

頭書の第三者からの情報取得事件において、別添の情報が提供されたので、送付します。

報酬等支払請求書

●●地方裁判所

御中

●●地方裁判所 令和 年()第 号

1 請求者記入欄

標記事件について、報酬等を請求します。

令和 年 月 日

住 所

フリガナ

氏 名

印

振込先金融機関名

銀行・金庫・組合

店

預金種別

普通・当座・通知・別段

口座番号(記号・番号)

フリガナ

口座名義

2 支給決定欄

支給額

令和 年 月 日

計 円

係官印

内
訳

金額

事由

3 現金払等領収欄

上記の支給額を領収しました。

令和 年 月 日

氏名

印

4 備考

本書は、事件ごとに作成してください。

報酬等支払請求書

●●地方裁判所

御中

●●地方裁判所 令和 年()第 号

1 請求者記入欄

標記事件について、報酬等を請求します。

令和 年 月 日

情報提供書作成日又はそれ以降の日を記載してください。

住 所

会社名に続き、代表者名又は請求権限のある方の肩書き付き氏名を記載してください。

フリガナ

氏 名

代表者印や実印である必要はありませんが、請求権限のある方の押印が必要です。

(印)

振込先金融機関名

銀行・金庫・組合

店

預金種別

普通・当座・通知・別段

口座番号(記号・番号)

フリガナ

口座名義

振込先を記載してください。

2 支給決定欄

支給額

令和 年 月 日

計 円

係官印

内
訳

金額

事由

記載は不要です。

3 現金払等領収欄

上記の支給額を領収しました。

令和 年 月 日

氏名

(印)

裁判所の窓口で現金を領収するとき以外は、記載しないでください。

4 備考

※できる限り、本書を情報提供書と共に裁判所宛ての返信用封筒に入れて返送していただくよう、御協力ください。情報提供書と共に提出しない場合の送付費用は請求者の負担となりますので、別事件の裁判所宛ての返信用封筒や郵便切手を使用しないでください。

※本書を情報提供書と共に提出しないときは、情報提供書の提出後、2か月以内に請求してください。

ゆうちょ銀行を第三者とする情報提供命令の送付先貯金事務センター

2021年1月現在

都道府県	担当貯金事務センター	
	センター名・住所	電話番号
東京都	株式会社ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター 〒330-9794 さいたま市中央区新都心3番地1	048-600-3381
茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県	株式会社ゆうちょ銀行 横浜貯金事務センター 〒224-8794 横浜市都筑区茅ヶ崎中央38番1号	045-945-8053
新潟県 長野県	株式会社ゆうちょ銀行 長野貯金事務センター 〒380-8794 長野市緑町1657番地1	026-233-5315
岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	株式会社ゆうちょ銀行 名古屋貯金事務センター 〒469-8794 名古屋市中区丸の内3-2-5	052-963-3815
富山県 石川県 福井県	株式会社ゆうちょ銀行 金沢貯金事務センター 〒920-8794 金沢市尾山町10番2号	076-231-4205
滋賀県 京都府 奈良県 和歌山県 大阪府 兵庫県	株式会社ゆうちょ銀行 大阪貯金事務センター 〒539-8794 兵庫県伊丹市北河原1-2-1	072-789-9461
鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	株式会社ゆうちょ銀行 広島貯金事務センター 〒730-8794 広島市東区光町1丁目15番15号	082-261-9476
徳島県 香川県 愛媛県 高知県	株式会社ゆうちょ銀行 徳島貯金事務センター 〒770-8794 徳島市南前川町2丁目5番地	088-626-5910
沖縄県	株式会社ゆうちょ銀行沖縄エリア本部 貯金事務管理部 〒900-8794 那覇市東町26番29号	098-865-2278
福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	株式会社ゆうちょ銀行 福岡貯金事務センター 〒812-8794 福岡市中央区大名2丁目5番1号	092-721-9808
青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	株式会社ゆうちょ銀行 仙台貯金事務センター 〒980-8794 仙台市青葉区一番町1丁目3番3号	022-267-8241
北海道	株式会社ゆうちょ銀行 小樽貯金事務センター 〒047-8794 小樽市入船5丁目3番1号	0134-33-6180

機構第1955号
令和2年3月3日

最高裁判所事務総局民事局
第三課長 成田 晋司 様

独立行政法人 郵便貯金簡易生命保険管理・
郵便局ネットワーク支援機構

貯金部長 徳光 か

株式会社ゆうちょ銀行 事務部門

事務統括部長 傅 昭浩

情報提供命令に対する事務取扱について（周知依頼）

民事執行法の改正に基づく、第三者からの情報取得手続に係る裁判所からの情報提供命令を独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「機構」という。）が受けた際、機構と株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」という。）が締結する郵便貯金管理業務委託契約書（以下「契約書」という。）に基づき、郵政民営化により日本郵政公社から承継した郵便貯金に係る業務を受託するゆうちょ銀行が情報を提供することについて、下記のとおり、各執行裁判所への周知を依頼します。

記

1 機構がゆうちょ銀行に委託する事務について

(1) 機構がゆうちょ銀行に委託する事務について

機構及びゆうちょ銀行は、相互の協力の下、機構が日本郵政公社から承継した郵便貯金を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資するため、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（以下「機構法」という。）第15条第1項に基づき、平成19年9月12日に郵便貯金管理業務委託契約を締結しています。

本契約書は、機構法第15条第2項に基づき、総務大臣の認可を受けています。また、契約変更の都度（平成20年9月25日、平成24年9月21日及び令和元年12月12日）総務大臣の認可を受けています。

(2) 情報提供事務及び報酬等支払請求事務について

情報提供事務及び報酬等支払請求事務については、契約書第1条第1項第42号の「前各

号に掲げる業務に附帯する業務」に含まれており、ゆうちょ銀行は、同第2項にあるとおり「郵便貯金業務取扱手続」に従い実施することとしています。

2 情報提供書及び報酬等支払請求書の取扱い

(1) 情報提供書

上記1に基づき、情報提供書の回答はゆうちょ銀行が行うため、情報提供書の第三者欄の表示は、ゆうちょ銀行（貯金事務センター）が機構受託者の肩書を付し、押印の上、回答いたします。

(2) 報酬等支払請求書

上記1に基づき、情報提供に係る事務はゆうちょ銀行が行い、報酬は事務を実施するゆうちょ銀行が受け取ることとなるため、報酬等支払請求書の請求者記入欄の表示は、ゆうちょ銀行（貯金事務センター）が機構受託者の肩書を付し、押印の上、回答いたします。

(3) 報酬等支払請求書の振込先口座

上記2(2)により、報酬等支払請求書の請求者記入欄の口座名義等は、ゆうちょ銀行の口座となります。

※ 情報提供命令に対する事務フローの概要については別紙のとおり

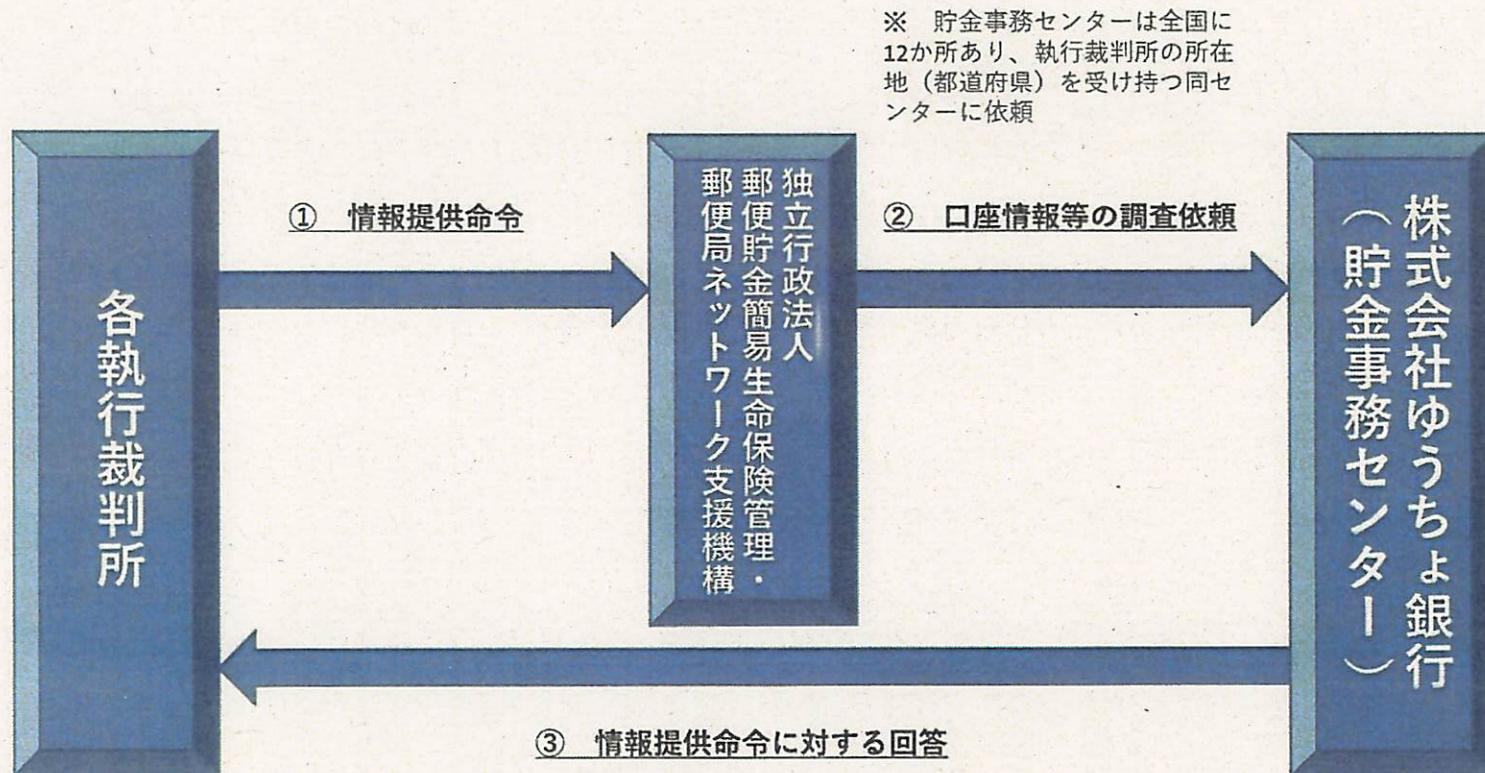
3 その他

郵政民営化前（平成19年9月30日以前）の郵便貯金（機構が日本郵政公社から承継した定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金等）は、債務者の機構に対する債権ですので、裁判所からの情報提供命令において、第三者欄に機構が指定されない場合（ゆうちょ銀行のみを指定する場合）は回答できません。

以 上

情報提供命令に対する事務フロー概要図

別紙



- ア 情報提供書（機関受託者の肩書を付したゆうちょ銀行（貯金事務センター）から回答）
- イ 報酬等支払請求書（機関受託者の肩書を付したゆうちょ銀行（貯金事務センター）が請求）
- ウ 上記イの振込先口座はゆうちょ銀行（貯金事務センター）口座

※ なお、報酬は発生しないものの、「調査嘱託書」及び「送付嘱託書」の回答について、上記アの対応を既に実施。

入札書（期間入札）												
地方裁判所 支部 執行官 殿						令和 年 月 日						
事件番号		<input type="checkbox"/> 平成 年()第 号						物件番号				
		<input type="checkbox"/> 令和										
入札 価額		百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一
												円
入 札 人	本 人	住 所 (法人の所在地)	〒 -									
		(フリガナ)										
	代理 人	氏 名 (法人の名称等)										
		※法人の場合、 代表者の資格及び氏名も記載すること。	印									
	日中連絡先電話番号 ()											
入 札 人	代 理 人	住 所 (法人の所在地)	〒 -									
		(フリガナ)										
	本 人	氏 名 (法人の名称等)										
		※法人の場合、 代表者の資格及び氏名も記載すること。	印									
	日中連絡先電話番号 ()											

注 意

- 1 入札書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください（鉛筆書き不可）。
- 2 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 入札価額は算用数字ではっきりと記載してください。**入札価額を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。**
- 4 (個人の場合) 氏名及び住所は、**住民票のとおり正確に記載してください。**
(法人の場合) 名称、所在地、代表者の資格及び氏名は、**資格証明書（代表者事項証明、全部事項証明等）のとおり正確に記載してください。**
- 5 代理人によって入札するときは、本人の住所（所在地）、氏名（名称等）のほか、代理人の住所（所在地）、氏名（名称等）を記載し、代理人の印を押してください。
- 6 入札書を入れた封筒は、必ず糊付けして密封してください。
- 7 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。
- 8 資格証明書、住民票、委任状、振込証明書、暴力団員等に該当しない旨の陳述書等は必ず入札書とともに提出してください。**提出がない場合、入札が無効となります。**
- 9 振込証明書によって保証を提供する場合の金融機関への振込依頼は、必ず、「電信扱い」又は「至急扱い」としてください。**翌日扱い等の事由により、入札期間後に入金された場合、入札が無効となります。**

**陳述書
(買受申出人(個人)本人用)**

地方裁判所 支部 執行官 殿

事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 年 () 第 号	<input type="checkbox"/> 令和	物件番号
陳述	<p>私は、暴力団員等ではありません。</p> <p>※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。</p>		
	<p>私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。</p> <p>(該当する者【※注意書8参照】がいる場合のみ□にチェックし、別紙を添付する。該当する者がいない場合には□にチェックしない。)</p> <p>↓ □ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。</p>		
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人(個人)	本人	住 所	〒 -
		(フリガナ)	-----
		氏 名	印
		性 別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
		生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦

注 意

- 1 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください (鉛筆書き不可)。
- 2 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 本用紙は、買受申出人が個人の場合のものです。法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人)法定代理人用の用紙を用いてください。
- 4 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 6 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 7 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許を受けていることを証明する文書の写しを提出してください。
- ※8 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 9 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 10 虚偽の陳述をした場合には、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

陳述書
(買受申出人(法人)代表者用)

地方裁判所 支部 執行官 殿

事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 () 第	号	物件番号	
<p>当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。 <small>※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。</small></p>					
陳述	<p>当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。</p> <p><small>(該当する者【※注意書8参照】がいる場合のみ□にチェックし、別紙を添付する。該当する者がいない場合には□にチェックしない。)</small></p> <p>↓ <input type="checkbox"/> 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。</p> <p>この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。</p>				
	<small>(陳述書作成日)令和 年 月 日</small>				
買受申出人(法人) 代表者	法人の所在地	〒			
	法人の名称				
	代表者氏名				
	役 員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり			

注 意

- 1 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
 - 2 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
 - 3 本用紙は、買受申出人が法人の場合のものです。個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
 - 4 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
 - 5 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
 - 6 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
 - 7 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許を受けていることを証明する文書の写しを提出してください。
- ※8 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 9 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
 - 10 虚偽の陳述をした場合には、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

買受申出人（法人）の役員に関する事項

1 □代表者	住 所	〒 -		
	(フリガナ)			
	氏 名			
	性 別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性	
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和		年	月 日
	<input type="checkbox"/> 平成			
	<input type="checkbox"/> 西暦			
2	住 所	〒 -		
	(フリガナ)			
	氏 名			
	性 別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性	
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和		年	月 日
	<input type="checkbox"/> 平成			
	<input type="checkbox"/> 西暦			
3	住 所	〒 -		
	(フリガナ)			
	氏 名			
	性 別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性	
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和		年	月 日
	<input type="checkbox"/> 平成			
	<input type="checkbox"/> 西暦			
4	住 所	〒 -		
	(フリガナ)			
	氏 名			
	性 別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性	
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和		年	月 日
	<input type="checkbox"/> 平成			
	<input type="checkbox"/> 西暦			

注

1 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。

2 **役員全員（代表者を含む）**の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。

【陳述書に記載すべき役員の範囲の例】

株式会社、有限会社 : 取締役、監査役、会計参与、執行役
持分会社（合名会社、合資会社、合同会社） : 社員

その他の法人 : 上記役員等に準ずる者

※ なお、役員が法人の場合は、当該法人の役員についても陳述する必要があります。

3 役員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書（住民票等）の添付は不要です。

4 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。

5 提出後の本審面の訂正や追完はできません。

(別紙)

※該当する□にチェックを入れてください。

別添10-4

自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項

□個人	住 所	〒	—	
	(フリガナ)		
	氏 名			
	性 別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性	
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦	年	月 日	
□法人	法人の所在地	〒	—	
	名 称			
	役 員	別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」のとおり		

注 意

- 1 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です（複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。）。**提出がない場合、入札が無効となります。**
- 2 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者が個人の場合は、その氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書（住民票等）の添付が必要です。**添付がない場合、入札が無効となります。**
- 3 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」の添付が必要です。
- 4 (個人の場合) 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。
(法人の場合) 名称及び所在地は、資格証明書（代表者事項証明、全部事項証明等）のとおり、正確に記載してください。
記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 5 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者が宅地建物取引業者の場合は、**その免許を受けていることを証明する文書の写しを提出してください。**
- 6 提出後の本書面及び添付書類の訂正や追完はできません。

自己の計算において買受けの申出をさせようとする者（法人）の役員に関する事項

1 □代表者	住 所	〒 -				
	(フリガナ)					
	氏 名					
	性 別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性			
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和		年	月	日	
	<input type="checkbox"/> 平成					
	<input type="checkbox"/> 西暦					
2	住 所	〒 -				
	(フリガナ)					
	氏 名					
	性 別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性			
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和		年	月	日	
	<input type="checkbox"/> 平成					
	<input type="checkbox"/> 西暦					
3	住 所	〒 -				
	(フリガナ)					
	氏 名					
	性 別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性			
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和		年	月	日	
	<input type="checkbox"/> 平成					
	<input type="checkbox"/> 西暦					
4	住 所	〒 -				
	(フリガナ)					
	氏 名					
	性 別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性			
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和		年	月	日	
	<input type="checkbox"/> 平成					
	<input type="checkbox"/> 西暦					

注 意

- 1 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者が法人の場合は、本書面の提出が必要です。**提出がない場合、入札が無効となります。**
- 2 役員全員（代表者を含む。）の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。**記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。**

【陳述書に記載すべき役員の範囲の例】

株式会社、有限会社 : 取締役、監査役、会計参与、執行役
 持分会社（合名会社、合资会社、合同会社） : 社員
 その他の法人 : 上記役員等に準ずる者

※ なお、役員が法人の場合は、当該法人の役員についても陳述する必要があります。

- 3 役員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書（住民票等）の添付は不要です。
- 4 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 5 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

**陳述書
(買受申出人(個人)法定代理人用)**

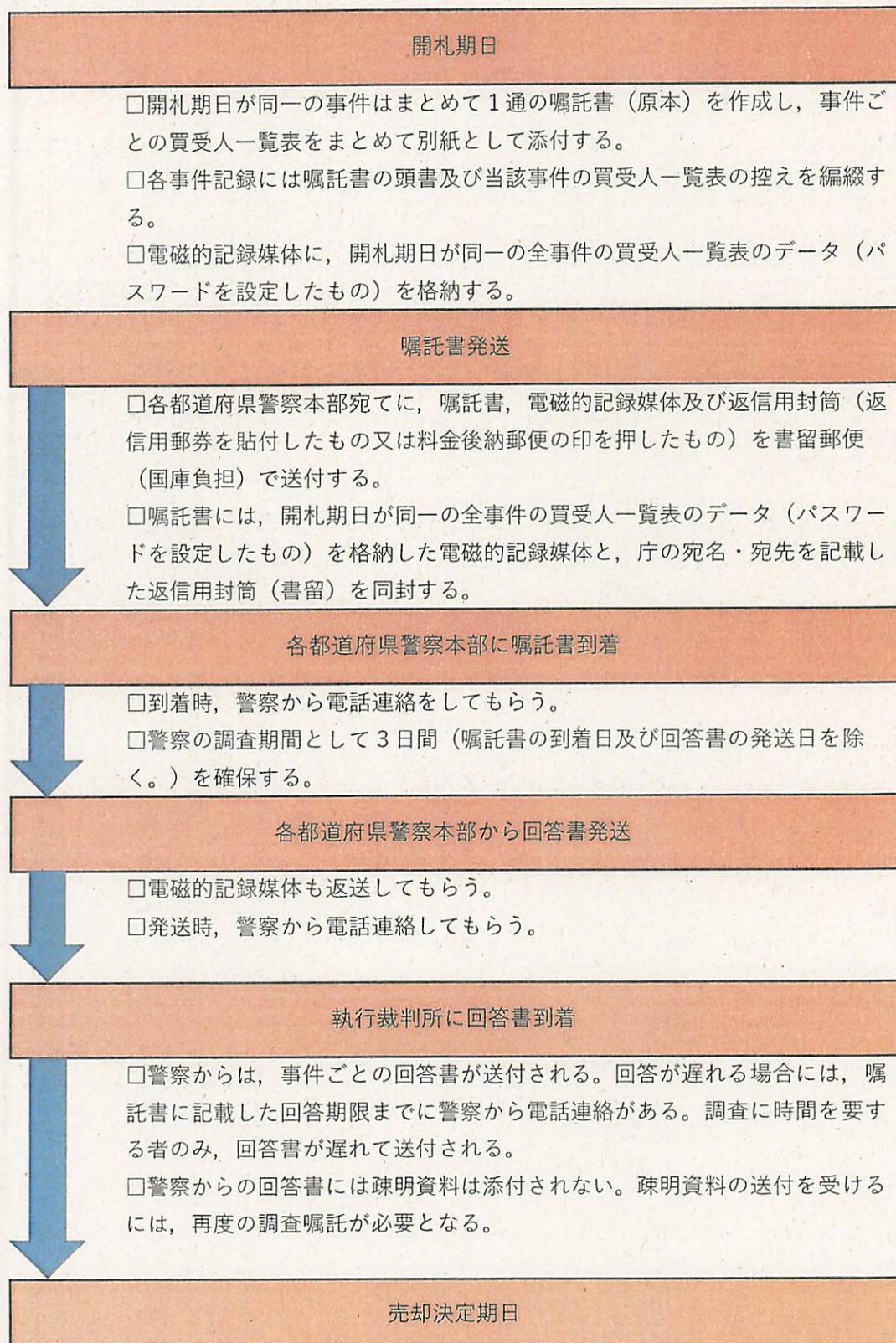
地方裁判所 支部 執行官 殿

事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 () 第 号	物件番号
陳述	<p>本人は、暴力団員等ではありません。 ※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。</p> <p>本人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。</p> <p><small>（該当する者【※注意書き8参照】がいる場合のみ□にチェックし、別紙を添付する。該当する者がいない場合には□にチェックしない。）</small></p> <p><input checked="" type="checkbox"/>自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。</p>		
	(陳述書作成日)令和 年 月 日		
買受申出人(個人)	住 所	〒 -	
	(フリガナ)		
	氏 名		
	性 別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦	年 月 日
	代理 法定 人	氏 名	印

注 意

- 1 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください（鉛筆書き不可）。
- 2 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 本用紙は、買受申出人が個人の場合で、買受申出人に法定代理人（未成年者の親権者など）がある場合のものです。法定代理人が複数いる場合には、法定代理人全員の記名押印が必要です。
- 4 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書（本人の住民票等）並びに代理権を証する文書を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 6 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 7 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許を受けていることを証明する文書の写しを提出してください。
- ※8 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者（買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。）がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 9 提出後の陳述書及び添付書類（別紙を含む）の訂正や追完はできません。
- 10 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（民事執行法213条）。

暴力団員等の買受け防止のための調査嘱託の事務フロー



●●年●月●日

●●県警察本部●●●●課長 殿

●●地方裁判所裁判所書記官

●●●●印

嘱 記 書

民事執行法68条の4に基づき、下記の事項を調査することを嘱託します（回答
期限●●月●●日）。

記

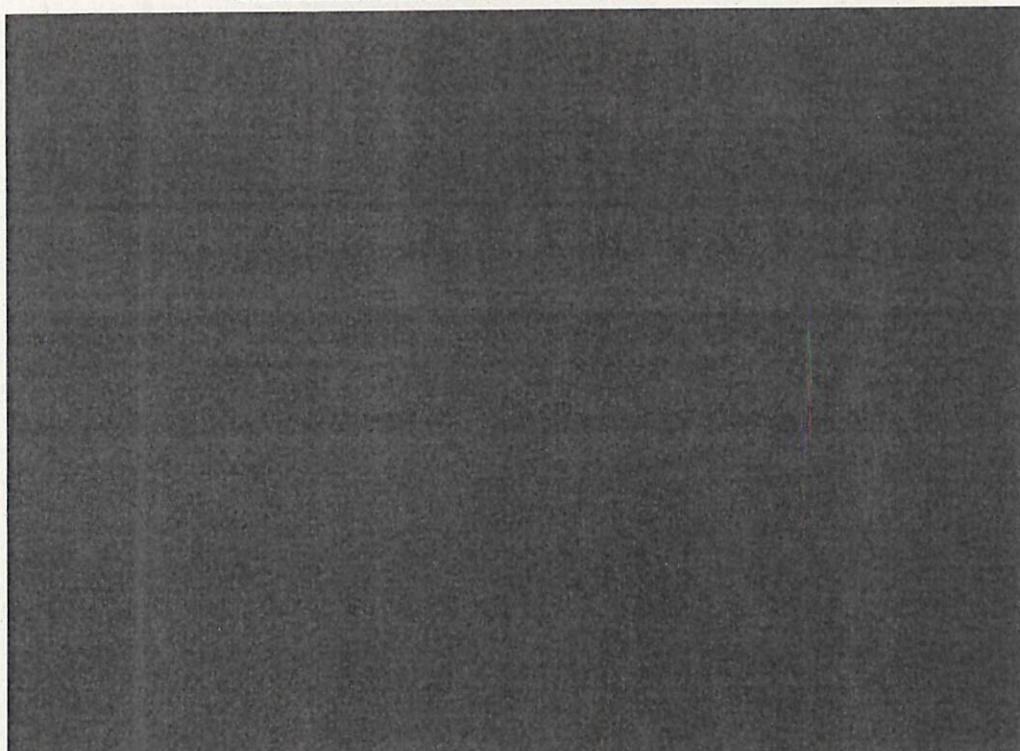
別紙（開札期日令和●●年●●月●●日）の者につき、暴力団員等に該当するか
否か、該当する場合にはその理由

各都道府県警察本部の窓口一覧

別添 1 3

都道府県	担当所属	電話番号(代表)
北海道	北海道警察本部捜査第四課	011-251-0110
青森	青森県警察本部組織犯罪対策課	017-723-4211
岩手	岩手県警察本部組織犯罪対策課	019-653-0110
宮城	宮城県警察本部暴力団対策課	022-221-7171
秋田	秋田県警察本部組織犯罪対策課	018-863-1111
山形	山形県警察本部組織犯罪対策課	023-626-0110
福島	福島県警察本部組織犯罪対策課	024-522-2151
東京	警視庁組織犯罪対策第三課	03-3581-4321
茨城	茨城県警察本部組織犯罪対策課	029-301-0110
栃木	栃木県警察本部組織犯罪対策第一課	028-621-0110
群馬	群馬県警察本部組織犯罪対策課	027-243-0110
埼玉	埼玉県警察本部捜査第四課	048-832-0110
千葉	千葉県警察本部捜査第四課	043-201-0110
神奈川	神奈川県警察本部暴力団対策課	045-211-1212
新潟	新潟県警察本部組織犯罪対策第二課	025-285-0110
山梨	山梨県警察本部組織犯罪対策課	055-221-0110
長野	長野県警察本部組織犯罪対策課	026-233-0110
静岡	静岡県警察本部組織犯罪対策課	054-271-0110
富山	富山県警察本部組織犯罪対策課	076-441-2211
石川	石川県警察本部組織犯罪対策課	076-225-0110
福井	福井県警察本部組織犯罪対策課	0776-22-2880
岐阜	岐阜県警察本部組織犯罪対策課	058-271-2424
愛知	愛知県警察本部組織犯罪対策課	052-951-1611
三重	三重県警察本部組織犯罪対策課	059-222-0110
滋賀	滋賀県警察本部組織犯罪対策課	077-522-1231
京都	京都府警察本部組織犯罪対策第二課	075-451-9111
大阪	大阪府警察本部捜査第四課	06-6943-1234
兵庫	兵庫県警察本部暴力団対策課	078-341-7441
奈良	奈良県警察本部組織犯罪対策課	0742-23-0110
和歌山	和歌山県警察本部組織犯罪対策課	073-423-0110
鳥取	鳥取県警察本部組織犯罪対策課	0857-23-0110
島根	島根県警察本部組織犯罪対策課	0852-26-0110
岡山	岡山県警察本部組織犯罪対策第二課	086-234-0110
広島	広島県警察本部組織犯罪対策課	082-228-0110
山口	山口県警察本部組織犯罪対策課	083-933-0110
徳島	徳島県警察本部組織犯罪対策課	088-622-3101
香川	香川県警察本部組織犯罪対策課	087-833-0110
愛媛	愛媛県警察本部組織犯罪対策課	089-934-0110
高知	高知県警察本部組織犯罪対策課	088-826-0110
福岡	福岡県警察本部組織犯罪対策課	092-641-4141
佐賀	佐賀県警察本部組織犯罪対策課	0952-24-1111
長崎	長崎県警察本部組織犯罪対策課	095-820-0110
熊本	熊本県警察本部組織犯罪対策課	096-381-0110
大分	大分県警察本部組織犯罪対策課	097-536-2131
宮崎	宮崎県警察本部組織犯罪対策課	0985-31-0110
鹿児島	鹿児島県警察本部組織犯罪対策課	099-206-0110
沖縄	沖縄県警察本部組織犯罪対策課	098-862-0110

買受人一覧表作成に係るフローチャート



買受人一覧表の編集

- 以下の形式に合致するよう編集の上、下記①～⑤の必要的事項を入力する。

①氏名フリガナ（半角、姓と名との間は半角で1字空ける。）

②氏名漢字（全角、姓と名との間は全角で1字空ける。）

※外国人の場合、陳述書に記載されたアルファベット又は漢字の氏名を入力する。その他の言語で記載されている場合は、氏名フリガナのみで足りる。入力できない漢字が含まれている場合は、その漢字を●と入力する（ただし、嘱託書には、手書きでその漢字を入力する。）。

③生年月日（西暦不可、元号は半角（大正はT、昭和はS、平成はH、令和はR）、数字は2桁半角）

④性別（半角、男性はM、女性はF）

⑤住所（市区町村まで全角、それ以下は形式を問わない。）

①～⑤の以外の所属する法人名欄や備考欄の情報は、調査嘱託に必要な情報ではないため、削除してもよい。

出力した買受人一覧表には、[REDACTED]さ
れているが、調査嘱託に当たって削除しない。

自己の計算において買受人に買受けの申出をさせた者がある場合には、①～⑤の情報
(法人の場合は役員全員について)をエクセルファイルに直接入力する。

過去に[REDACTED]役員情報が最新の情報であるとは限らないため、必ず提出
された陳述書の内容と照合する。

事件ごとに改ページの設定をする。

買受人一覧表の完成

事件ごとの買受人一覧表を印刷し、嘱託書に別紙として添付する。

電磁的記録媒体（CD-R、DVD-R）に格納

ファイル名及びパスワードは、各担当者間で調整する。

回答書（イメージ）

文書番号

●●年●月●日

● ● 地方裁判所 裁判所書記官 殿

●●県警察本部

暴力団対策主管課長 印

回答書

1 調査結果

事件番号 令和〇〇年(又・ケ)第〇〇号(物件番号 〇〇〇〇)

(例1) 調査対象者(全員)は暴力団員等に該当しない。

(例2) 調査対象者(全員)は暴力団員等に該当する。

(例3) 調査対象者●●●●は暴力団員等に該当するが、その他の者は該当しない。

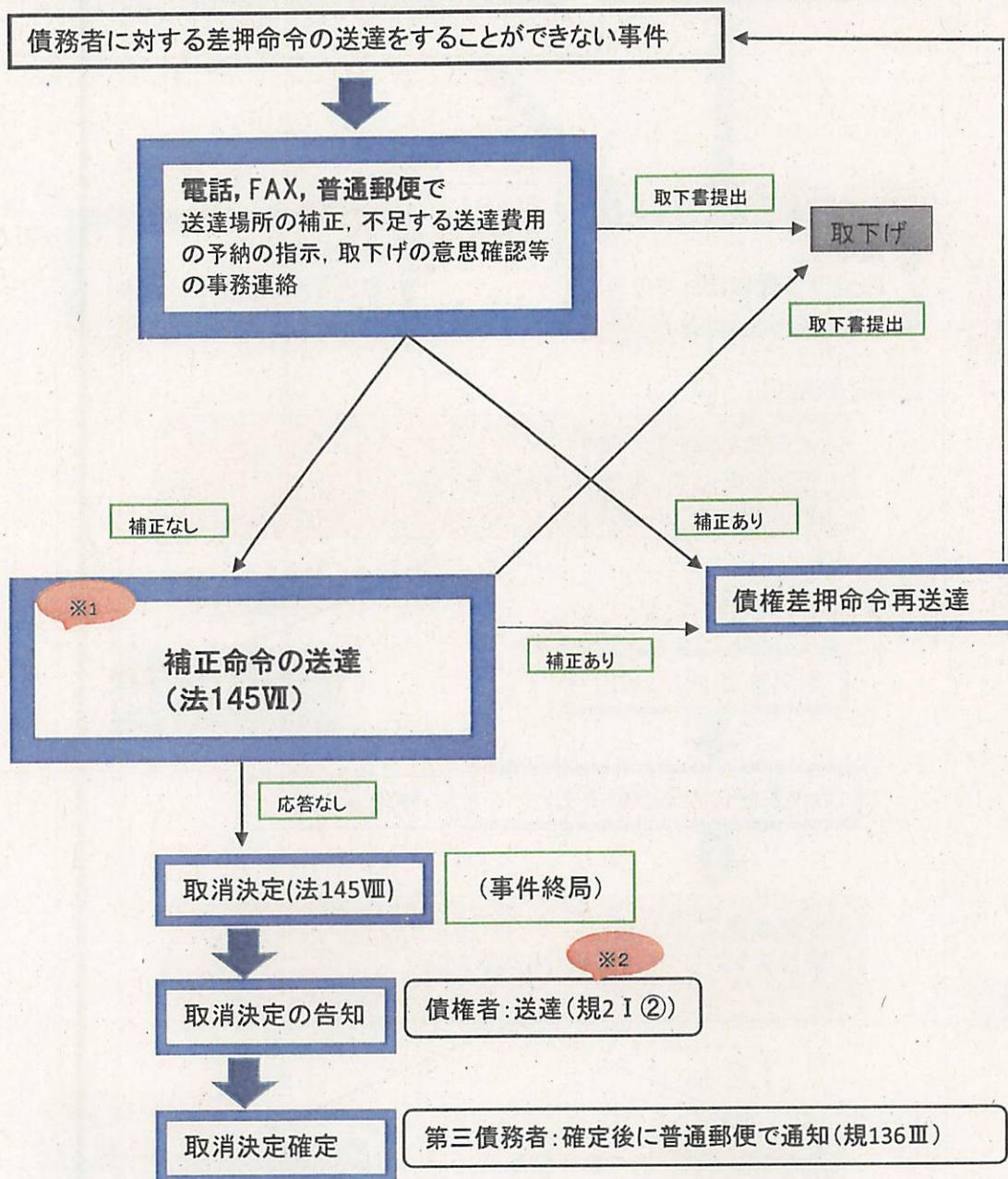
(例4) 調査対象者●●●●については、現在調査中であり追って回答するが、その他の者は暴力団員等に該当しない。

2 理由

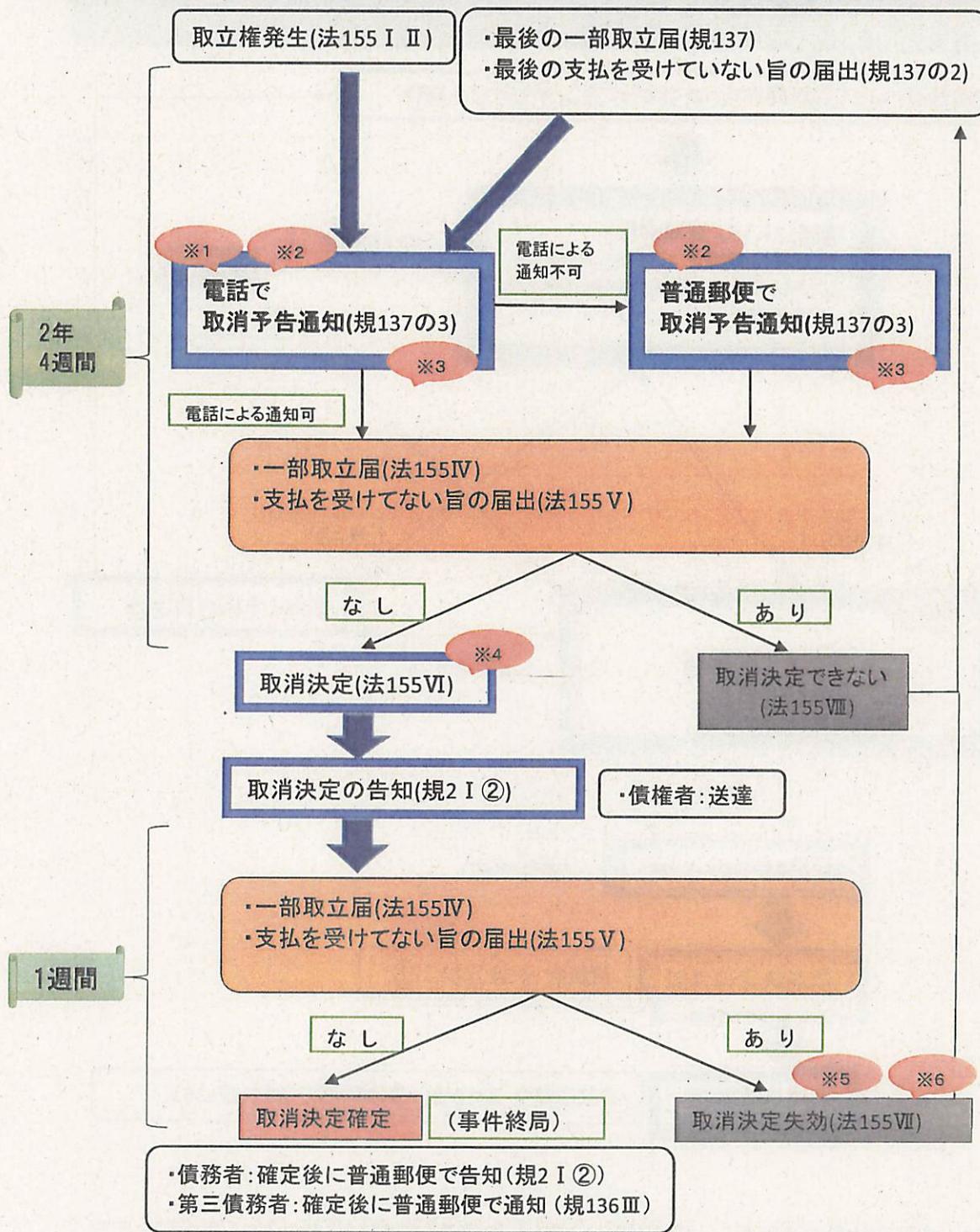
Digitized by srujanika@gmail.com

[Home](#) | [About Us](#) | [Services](#) | [Contact Us](#)

債務者に対する送達未了の債権差押命令の取消し（法145Ⅷ）
の標準的な事務フロー



取立て未了の債権差押命令の取消し(法155VI)の事務フロー



- ※1 申立書に電話番号の記載を求める取扱いが考えられる。
- ※2 取消予告通知を行った旨及び通知の方法を記録上明らかにする(規3 I, 民訴規4 II)。
- ※3 取消予告通知は、2年経過後に行うことが考えられる。
- ※4 取消予告通知から4週間程度の猶予期間を設けることが考えられる。
- ※5 記録上、失効したことを明確にすることが望ましい。
- ※6 失効した場合には、債務者への告知及び第三債務者への通知は不要と考えられる。

(令和2.3.6 総三印)

保存規程及び保存通達の改正の概要

第1 改正の趣旨

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第2号。以下「民事執行法等一部改正法」という。）及び船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（令和元年法律第18号）の制定に伴い、事件記録等保存規程（昭和39年最高裁判所規程第8号。以下「保存規程」という。）について、所要の改正を行った。

また、民事執行法等一部改正法の施行に伴い、平成4年2月7日付け最高裁総三第8号事務総長通達「事件記録等保存規程の運用について」（以下「保存通達」という。）について、所要の改正を行った。

第2 改正の内容

1 保存規程の改正について

- (1) 記録及び事件書類の保存裁判所及び保存期間について、別段の定めをすることができる事件の種類として規定されていた債権等執行事件を削除し（保存規程第5条），債権等執行事件の定義の定めを削除した（保存規程第2条）。
- (2) 第一審裁判所で保存する記録及び事件書類の保存期間について、第三者からの情報取得事件の記録の保存期間を、財産開示事件に準じて5年と定めた（保存規程別表第一の13）。
- (3) 保存規程別表第一の14の項の事件の種類の名称に「油濁損害賠償責任制限事件」とあるのを「油濁等損害賠償責任制限事件」に改めた。
- (4) 保存規程別表第二に掲げる移送の決定の原本が付記の対象となることを明確にした（保存規程第7条）。

2 保存通達の改正について

民事執行法（昭和54年法律第4号）の一部改正により、差押命令の取消し

(民事執行法第155条第6項)の規定が新設されたことにより、債権等執行事件に関して保存期間の特例を定める必要がなくなったので、保存通達記第1の4の規定を削除した。

第3 改正に伴う留意事項等

1 第三者からの情報取得事件の記録の保存の始期について

第三者からの情報取得事件の完結日は、①民事執行法第208条第2項の規定により債務者に通知した日（第三者が複数あるなど、債務者への通知が複数回に分けて行われたときには、最後に、債務者に通知した日）, ②申立ての取下げがあった日, ③申立てを却下する決定が確定した日又は申立てを認容する決定を取り消す決定がされた日であるから、これらの日から保存期間を起算する。

2 保存規程第7条の改正について

従前から実務において移送の決定の原本には付記が行われているところ、改正前の保存規程第7条の規定からは、別表第二（上訴裁判所で保存する事件書類）に掲げる移送の決定の原本が付記の対象から外れているように読め、疑義を生じさせることから改正を行うこととした。

3 保存期間の始期の特例の定め（改正前の保存通達記第1の4）の廃止及び特例の定めにより保存に付された記録の取扱いについて

（1）改正の理由

従前、債権等執行事件について、差押命令を発した後、債権の取立ての届出等がないため完結しない事件が少なくなかったところ、このような事件を処理するために差押債権者の取立権発生から5年を経過したときは、当該事件の記録及び事件書類については、その5年を経過した日から保存期間を起算することができるとの特例を定めていた。今回の民事執行法の一部改正により、金銭債権を取り立てることができることとなった日から2年を経過した後4週間以内に差押債権者が取立届又は支払を受けていない旨の届出をし

ないときは、執行裁判所は、差押命令を取り消すことができることとなり（以下「差押命令の取消し」という。），差押命令の取消しがされれば、取消決定が確定した日を完結日として保存期間が開始することから、上記の特例の定めを削除することとした。

(2) 5年経過保存事件の記録の取扱い

ア 原則的な取り扱い

民事執行法等一部改正法の施行日（以下「施行日」という。）において、既に差押債権者の取立権が発生している債権等執行事件には、新設された差押命令の取消しの規定の適用があるところ、改正前の保存通達記第1の4の定めによる記録の保存を開始している債権等執行事件（以下「5年経過保存事件」という。）にも当該規定は適用される。

もっとも、差押命令の取消しの規定の適用があることは、事件が完結し記録の保存が開始しているという状態に影響を与えるものではないと考えられる。すなわち、5年経過保存事件については、保存期間が満了するまでの間に差押債権者から取立てを継続する意思が表明されたなどの一定の場合を除き、あらためて事件を完結させる必要はない。その場合、差押命令の取消しが行われる必要はないし、裁判所書記官も、差押命令の取消しに先立つ予告通知（民事執行規則第137条の3）をする必要ないと考えられる。したがって、5年経過保存事件について、施行日において既に保存期間が満了している事件はもちろん、施行日以降に保存期間が満了した事件は、以下のイの場合を除き、記録を廃棄して差し支えない。なお、5年経過保存事件の記録を廃棄した後に執行裁判所が差押命令の取消しを行うことがあり得るが、その場合には、当事者等から差押命令正本の提出を受けて、必要な手続を行うことになると考えられる。

イ 例外として5年経過保存事件の記録を廃棄せず1項特別保存に付すこと
が相当な場合

(ア) 施行日以降当該事件の記録が廃棄されるまでの間に、差押債権者から債権の一部取立ての届出や支払を受けていない旨の届出がされた場合

これらの届出は、差押債権者から民事執行法の改正規定に沿って当該事件の取立てを継続する意思が表明されたものと言え、差押命令の取消しの手続を経ることなく、記録を廃棄するのは不相当と考えられることから、それらの届出がされた時点において、当該事件の記録を1項特別保存に付すことが相当である（始期について後記ウ(ア)のとおり）。

(イ) 施行日以降当該事件の記録が廃棄されるまでの間に、第三債務者などから執行裁判所に対して差押命令の取消しを行うよう上申等がされた場合

これらの上申は、執行裁判所に対して職権発動を促すものと考えられるから、上申がされた時点で、差押命令の取消しを行うか否か執行裁判所の判断を仰ぎ、職権による差押命令の取消しが見込まれるときは、当該事件の記録を1項特別保存に付すことが相当である（始期について後記ウ(ア)のとおり）。

ウ 1項特別保存に付す場合の手続

5年経過保存事件について前記の届出や上申等があった場合には、係書記官は、記録係（記録係が置かれていない支部等にあっては当該事件の記録の保存等に関する事項を担当する部署又は担当者。以下同じ。）から保存に付されている記録を借り出し、それに当該書面を綴った上で、当該記録を保存期間満了後1項特別保存に付する必要があることを速やかに執行裁判所に確認し、記録係に1項特別保存に付することに向けた手続をとることを依頼することになる。そして、記録係は、1項特別保存に付することにつき、1項特別保存の認定権者の判断を仰ぐことになる。

(ア) 1項特別保存の始期

上記イにより1項特別保存に付す場合の多くは、既に開始している保

存期間の満了前に 1 項特別保存に付す旨の判断をすることになるが、その場合、通常の保存期間満了前に特別保存が開始することはないから、1 項特別保存の保存期間が開始されるのは、改正前の保存通達記第 1 の 4 の定めによる保存期間が満了した後となる。

1 項特別保存に付す旨の判断が改正前の保存通達記第 1 の 4 の定めによる保存期間が既に満了した後にされた場合には、この保存期間の満了日の翌日が始期となる。

(イ) 1 項特別保存の終期

1 項特別保存に付した事件について差押命令の取消しがされた場合、5 年経過保存事件以外の事件において差押命令の取消しがされた場合と同様に、取消決定が確定した後 5 年を経過するまで記録を保存する取扱いが相当と考えられる。なお、多くの場合は、既に開始している保存期間の満了前に 1 項特別保存に付す旨の判断が行われ、その保存期間満了後に 1 項特別保存の保存期間が開始されることになると思われるが、その場合、差押命令の取消決定の確定後の残余の保存期間と 1 項特別保存による保存期間が合計 5 年に達するまで記録を保存すれば足りる。

1 項特別保存に付す際に、差押命令の取消しの確定日が明らかでない場合は、終期の記載は不確定期限として「差押命令の取消決定が確定した後 5 年が経過するまで」などとすることが考えられる。

もっとも、保存終期を不確定期限として 1 項特別保存に付した場合、期限が不確定なままでは保存の終期の管理が難しいため、実際に差押命令の取消しがされた場合には、確定日を確認した上で、特別保存の認定権者の判断を仰いで、1 項特別保存の終期を確定期限に変更することが相当である。

このように、1 項特別保存に付す場合の手続、始期・終期の定め方はやや複雑であるので、各庁においては、1 項特別保存に付す手続に遗漏

がないよう、各庁の実情に応じた事務処理態勢を確立されたい。

エ 1項特別保存に付した後の記録の管理方法

1項特別保存に付した事件の記録は、各庁の実情に応じて、記録係が管理する場合と事件処理が終わるまで係書記官が借り出して管理しておく場合が考えられる。

1項特別保存に付した事件の記録の管理は、記録係が保存している特別保存記録等保存票（以下「保存票」という。）によって管理されることに変わりがないから、保存票によって記録を管理するために、記録係においても事件の進行状況を把握しておく必要がある。そこで、事件処理を担当する部署の係書記官は、必要に応じて記録係に事件の進行状況を連絡する必要があり、連絡を受けた記録係では、保存票の備考欄に事件の進行状況を記載しておく取扱いをすることが相当である。特に、事件処理が終わるまで係書記官が管理することとした場合、長期間に渡って記録を貸し出すことになることから、記録係において、定期的に係書記官による記録の管理状況を確認するなどして適切な管理が行われるように留意されたい。

いずれの場合においても、事件処理を担当する部署においては、差押命令の取消しまでの想定した事件の進行管理（一部取立届又は支払を受けていない旨の届出の提出日の管理等）を行う必要があるから、1項特別保存に付した事件の一覧表を作成するなどして、適切に事件の進行管理を行うことができるようにしておく必要がある。

オ 1項特別保存に付した後に取下書等が提出された場合

1項特別保存による保存期間中において差押命令の取消しがされる前に差押債権者から取下書や取立完了届が提出される可能性がある。この場合、取下書等が提出された時点で、1項特別保存を取り消し、当該事件の記録を廃棄することになる。

1項特別保存に付す旨の判断をしたもののが改正前の保存通達記第1の4

の定めによる保存期間が満了する前に取下書等が提出された場合には、1項特別保存の判断を取り消し、前記の保存期間が満了した後に記録を廃棄することになる。

- (3) 他の事由により既に1項特別保存中の記録の取扱い
施行日において既に他の事由により1項特別保存中の債権等執行事件についても、上記(2)の5年経過保存事件の取扱いと同様となる。

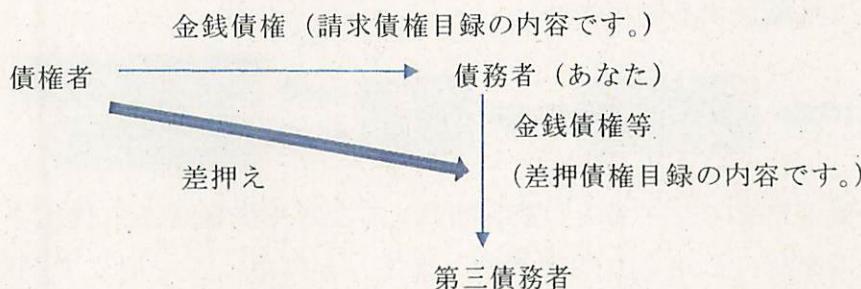
すなわち、現在の1項特別保存の保存終期が満了した後は、原則として記録を廃棄して差し支えなく、施行日以降当該記録を廃棄するまでの間に、差押債権者から債権の一部取立ての届出や支払を受けていない旨の届出がされた場合には、届出がされた時点において、1項特別保存を延長する旨の特別保存の認定権者による判断を仰ぎ、差押命令の取消しの決定が確定した後5年間は記録を保存することになる。また、施行日以降当該記録を廃棄するまでの間に、第三債務者などから差押命令の取消しを行うよう上申等がされた場合には、執行裁判所が差押命令を取り消す意向であれば、1項特別保存を延長する旨の特別保存の認定権者による判断を仰ぎ、差押命令の取消しの決定が確定した後5年間は記録を保存することになる。

債権差押命令を受けた債務者の方へ

弁護士等の専門家に相談したい場合は、お近くの弁護士会や法テラス等にお問い合わせください。

1 債権差押命令とは

- (1) 今回あなたが受領された債権差押命令の当事者の関係は下の図のとおりですか
ら、命令書の「当事者目録」に書いてある名前をそれぞれ当てはめて内容を確認し
てください。



- (2) 債権者は、あなたが金銭を支払わないと主張し、あなたが第三債務者に対して有
すると思われる金銭債権等からその回収を図るために、その債権等の差押えを裁判
所に申し立てました。そして、裁判所の審査の結果、今回の債権差押命令が出され
たため、第三債務者は、あなたに対する金銭の支払を禁止されています。

2 これからの手続

あなたが債権差押命令を受領した後、次のア又はイの期間が経過すると、債権者は、
差し押さえられた金銭債権を第三債務者から取り立てることができます。債権者が第三債務者
から支払を受けると、債権者の金銭債権は、支払を受けた額の限度で弁済された
ものとみなされます。

ア 差し押さえられた金銭債権が、①国及び地方公共団体以外の者から生計を維持す
るために支給を受ける継続的給付に関する債権、②給料、賃金、俸給、退職年金及
び賞与並びにこれらの性質を有する給与に関する債権、又は、③退職手当及びその
性質を有する給与に関する債権である場合⇒4週間

※ ただし、請求債権目録に記載された請求債権に、夫婦間の協力扶助義務、婚姻費用分担義
務、養育費支払義務、親族間の扶養義務に関する金銭債権が含まれているときは、1週間と
なります。

※ ただし、債権差押命令正本に記載された申立日が令和2年3月31日までの場合は、1週
間となります。

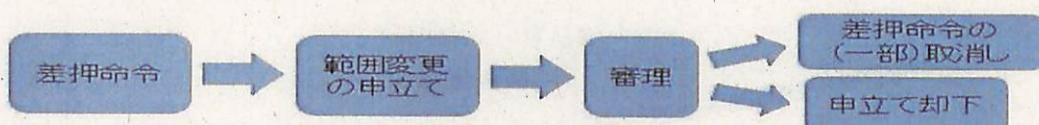
イ 差し押さえられた金銭債権が、上記ア以外の金銭債権である場合⇒1週間

裏面（債務者用）

3 差押えの範囲の変更（以下「範囲変更」といいます。）について

裁判所は、申立てにより、あなたと債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押命令の全部又は一部を取り消す（差押えの範囲を減縮する）ことができます（民事執行法153条1項）。また、債権者の申立てにより差押えの範囲が拡張された後に、事情の変更があったときは、裁判所は、申立てにより、差押命令の全部又は一部を取り消すことができます（同条2項）。

これは、差押えによってあなたの生活に著しい支障が生じる場合（例えば、生活保護費や年金の振込口座が差し押さえられ、生活が成り立たなくなる場合）などに、差押えの範囲を変更（減縮）する制度です。



あなたが範囲変更の申立てをすると、裁判所は、あなたや債権者から提出された資料をもとに、申立てを認めるかどうかを判断します。したがって、申立てがあれば、必ず範囲変更が認められるわけではありません。なお、範囲変更が認められても、あなたの債務が減るわけではありません。

範囲変更の申立ての手続は、次のとおりです。

(1) 申立てをする裁判所

●●地方裁判所（債権差押命令を発令した裁判所）となります。

(2) 申立時期

債権者が、第三債務者から差し押さえた金銭債権の支払を受ける前に、申立てをする必要があります。

(3) 申立てに必要な書類等

① 申立書（正本1通、副本（債権者の数分））

申立書には、対象となる債権差押命令の事件番号、申立ての趣旨（差押範囲をどのように変更したいのか）及び理由（範囲変更を必要とする事情）を記載してください。

② 範囲変更を必要とする事情を裏付ける資料（収入・支出がわかる資料等）

それぞれの資料（マイナンバーの記載が無いもの）につき、各コピー1通を併せて提出してください。

なお、裁判所から追加の資料を求められる場合もあります。

③ 郵便切手（各庁で記入）

〈お問い合わせ先〉 ●●地方裁判所 ●●係（×× - ×××× - ××××）